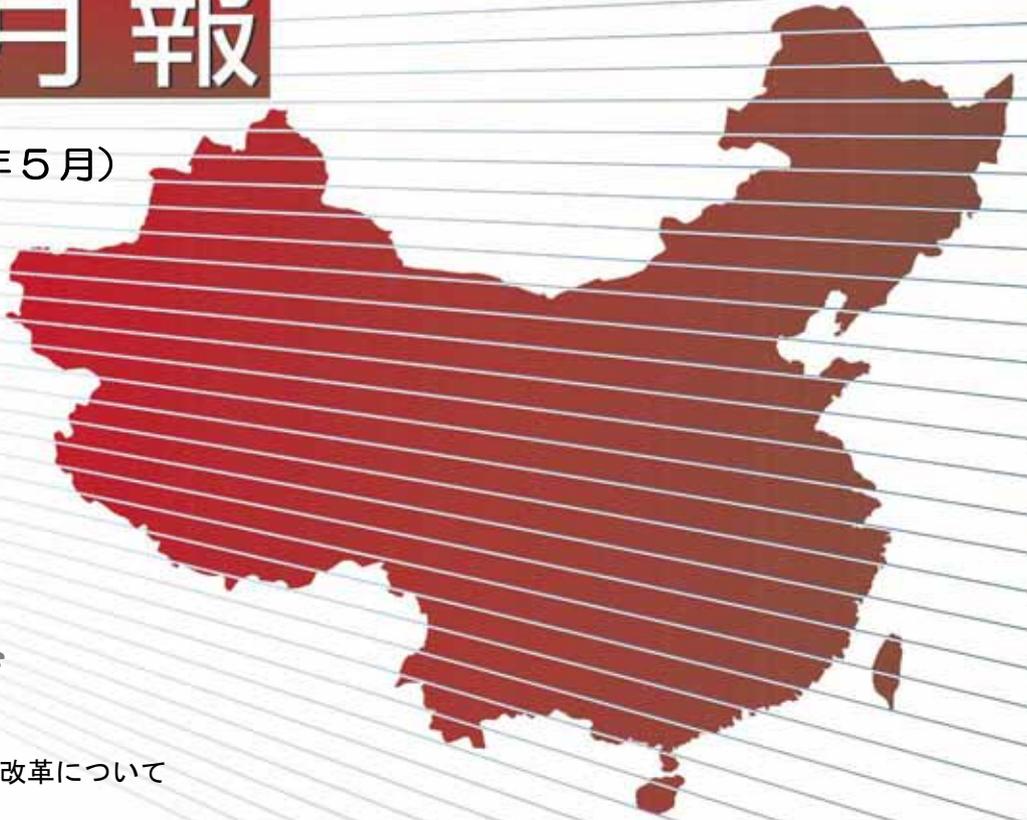


BTMU

中国月報

第 100 号 (2014 年 5 月)



CONTENTS

■ 特 集

- ◆ 中国の工商登記制度改革について

■ 経 済

- ◆ 中国における地方政府債務問題の現状とリスクについて

■ 産 業

- ◆ 中国住宅ローン業界の動向

■ 人民元レポート

- ◆ 人民元金利市場動向 ～2013 年 6 月の再現はあるか

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～グループ内関連会社間の持分譲渡にかかる中国源泉所得税課税の最近の動向について
- ◆ 法 務：中国クラウドコンピューティングサービス産業における外資規制について

■ MUF G 中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■ 特 集

- ◆ 中国の工商登記制度改革について
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……………1

■ 経 済

- ◆ 中国における地方政府債務問題の現状とリスクについて
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 ……………6

■ 産 業

- ◆ 中国住宅ローン業界の動向
三菱東京UFJ銀行（中国）企画部 企業調査チーム ……………18

■ 人民元レポート

- ◆ 人民元金利市場動向 ～2013年6月の再現はあるか
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部 ……………23

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～グループ内関連会社間の持分譲渡にかかる中国源泉所得税課税の
最近の動向について
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……………27
- ◆ 法 務：中国クラウドコンピューティングサービス産業における外資規制について
北京市金杜法律事務所 ……………30

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「中国の工商登記制度改革について」は、2013年から強力に実施されている行政改革のうち、日系企業にも影響が及ぶと見られる工商登記制度改革を取り上げ、現状と今後の方向について纏めています。具体的には、全国ベースで2014年から実施されている「登録資本登記制度改革」(最低登録資本の撤廃、公司設立時の初回出資比率・出資期限の制限撤廃、出資者の出資引き受け額の自由化等)、広東省で実施されている「先証後照から先照後証への変更」(登記(営業許可証取得)前の投資・経営の許可取得から、登記後の許可取得への変更)、「企業の経営範囲の登記条件緩和」(営業許可証への経営項目表記の簡素化等)の概要を紹介しています。また、工商登記制度改革は習近平政権が進める行政改革の一環で、その目的は企業・個人の活動・行為への政府の干渉を減らし市場の活力を引き出して経済の持続的発展を図ることとあり、広東省で先行する改革の今後の全国への展開の動向が注目されるとしています。

経済「中国における地方政府債務問題の現状とリスクについて」は、昨年末、中国会計審査署(日本の会計検査院)が発表した調査結果に基づき、中国の地方政府債務の現状と今後の課題について考察しています。今回の調査では、2013年6月末時点の地方政府債務残高が、前回調査結果の2010年末時点の10.7兆元から17.9兆元へと67%も増加し、さらに①政府が返済責任を持つ債務が急増、②市レベル及び高速道路関連の債務リスクが大きい、③返済資金の土地譲渡金に対する依存度が高まる、④出資金募集及び政府債務資金運用面での非合法案件数が増加している、といった問題点が露呈したと指摘しています。地方政府債務問題は、金融システム、国家財政、社会の安全に関わる重要な課題であり、今年から2016年にかけて半数以上の債務が返済期限を迎えることから、今後、財政制度改革、資金調達難を緩和させるための金融改革、債券発行に対する法整備、資金調達難を緩和させるための金融改革等の推進により債務返済リスクの低減が求められるとしています。

産業「中国住宅ローン業界の動向」は、中国の住宅ローン業界に関し、統計や契約条件を整理するとともに、今後の住宅価格の見通しと焦げ付き発生の可能性について考察しています。中国の住宅ローンの特徴について纏めた上で、住宅価格動向について、足元の騰勢は鈍化していますが、今後は主要都市の確かな実需や投資資金の流入等から、住宅価格の大幅な下落は想定し難く、中長期的には不動産価格の上昇率が経済成長率の伸び率を下回る水準に鈍化し、所得対比でみた価格は緩やかなソフトランディングに向かうとの見方が大勢としています。なお、住宅ローンの焦げ付き懸念については、今後住宅ローンの不良債権比率が上昇する可能性は否定できないものの、法規制による頭金の多さに加え不動産価格の急落が想定し難い状況に鑑みれば焦げ付き懸念は小さく、金融市場全体との関連でも、住宅ローンの残高がGDP対比で低い水準にあるため、住宅ローンのデフォルトが増加しても、そのインパクトは相対的に小さく、金融市場の混乱を招くリスクは低いと見ています。

人民元レポート「人民元金利市場動向～2013年6月の再現はあるか」は、昨年6月の中国短期金融市場の金利急上昇から1年が経とうとするなか、昨年の金利急騰の要因を現状と比較しながら、6月に向けての金利動向について事前に整理しています。市場関係者から昨年の要因として指摘される、①季節性と一部銀行による資金調達圧力、②中国人民銀行の金融調節の転換、③米国金融緩和縮小観測を受けた海外からの資金流入減少等の状況を今年と対比させると、②については「金融引き締め必要性が低下」、③については「小幅金利上昇圧力が緩和」、①については「昨年比不変」であると分析しています。さらに第1四半期のマネーサプライとGDPの動向も見ると、M2の伸びは弱く、4月以降も昨年のような引き締めの必要性は低い一方で、GDP成長率は政府目標比下振れているため第2四半期以降の成長加速が必須であることを考慮すると、当面金融面からの成長支援が取られる可能性が高く、4月の経済指標においても成長加速の証左が確認できない場合は、約2年ぶりの基準金利引下げも現実味を帯びてくるものと考えられ、昨年6月のような金利急騰といった展開は現時点では警戒は必要なものの可能性は高くないと予想しています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、グループ内関連会社間の持分譲渡にかかる中国源泉所得税の課税が繰延となる「特殊性税務処理」を適用するための詳細要件を示した最近の規定（国家税務総局公告 2013 年 72 号）に関する解説です。

法務「中国クラウドコンピューティングサービス産業における外資規制について」は、中国でインターネット利用者の増加に伴い急成長するクラウドコンピューティングサービス産業に関する外資規制と今後の動向について概観しています。クラウドコンピューティングサービス産業は、付加価値電信業務に該当すると考えられ、外資に対しては出資比率が 50%を超えない、業務範囲を全国とする場合は 1,000 万元以上の登録資本金を有すること等の厳しい規制が設けられ、外商電信企業はわずかな数に留まりますが、一方で同産業は第 12 次 5 ヶ年計画 (2011 ~2015 年) において優先的に発展させるべき主要な次世代戦略産業として位置付けられ、最近では「中国 (上海) 自由貿易試験区」において外資参入規制が緩和される動きもあります。現状は、関連の法整備が進んでいないこともあり、外国投資家の進出はライセンス取得などの面でハードルが高く、この状況は当面続くものと思われるものの、市場規模も大きく、昨今、政府が政策調整を次々に進めていることから見ると、同産業への外資参入はそれほど遠くない将来に開放されうるとの期待を示しています。



中国の工商登記制度改革について

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
海外アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

中国では、2013年から行政改革が強力に実施されている。2012年11月の第18回党大会で誕生した習近平政権は、まず2013年3月の全人代で「国務院機構改革・職能転換計画」を通過させ、本格的に行政改革に踏み出した。その後、2013年11月の党3中全会では今後の諸改革の基本方針が決定されたが、その中でも行政改革は上位にあげられている。

中国の行政改革の目的は、政府の職能（役割）を転換することとされ、市場の調節機能が有効に働く経済活動に対しては一律に政府の許可を取り消し、中央政府はマクロコントロールの職責を果たし、地方政府は公共サービス、市場の監督管理、社会管理、環境保護などの職責を果たすことをめざしている（注1）。

行政改革は多くの分野にわたっているが、今回はその中で日系企業にも影響が及ぶと見られる工商登記制度改革を取りあげ、その現状と今後の方向について述べてみたい。

1. 工商登記制度改革のねらい

工商登記制度改革は、上記の国務院の計画で、企業と個人の投資・経営活動に関する許可事項の削減、許可権の下級部門・地方への委譲などと共にあげられているものである。

このうち許可事項の削減と許可権の委譲は、2013年3月の李克強総理就任以降、現在（2014年4月）までに合計4回にわたって300項目以上の国務院各部門の許可事項が取り消され、あるいは移譲された。2014年も、国務院各部門の許可事項リストの公開と許可事項の取り消し・許可権委譲、地方政府の許可事項の取り消しと許可権委譲などを行うことが予定されている（注2）。

一方、工商登記制度改革の内容は、上記の国務院の「計画」によれば、①企業が登記機関（工商行政管理局など）で登記する前に投資・経営に関する関係部門の許可を取得し、その後に登記して営業許可証を取得するという従来の方式（「先証後照」という）を改め、登記前の許可事項は国家の安全や公民の生命・財産の安全に関わるものだけに限り、それ以外は先に登記し、営業許可証を取得すれば直ちに生産・経営活動を行うことができ、許可が必要なものについては後で申請する方式（「先照後証」という）にすること、②登録資本の払い込み登記制を引き受け登記制に変更すること、③登記の条件を緩和すること、とされている。このように、工商登記制度改革は許可事項の削減を含んでおり、これらは一体で進めるものである。

行政改革のねらいについて、李克強総理は、市場の活力を引き出すことで経済の持続的発展を図ることと、人民大衆の期待・要求に応えることをあげている（注3）が、これらは政府の企業・個人の活動や行為に対する関与を減らすことを前提としている。

工商登記制度改革のねらいも、政府の関与を減らし、それによって企業と個人の投資・起業を促すことにある。この改革は、当初、2012年に広東省の一部地区（深圳、珠海、東莞3市と佛山市順徳区）で始まった。（なお、広東省の工商登記制度改革は「商事登記制度改革」と言われている。）その意図について、主管部門である広東省工商行政管理局では、登記前に取得が必要な許可事項が多い、参入のハードルが高い、登記の条件が地方によって違う、市場の監督管理が弱い、といった問題を解決することであると説明している。同時に、経済のグローバル化が進む中で、国際的なルールに合わせることで、国際競争力を高めるとも述べている（注4）。

広東省は、海外からの直接投資額が全国の約2割、輸出額が3割近くを占めるが、近年は労働力不足や人件費の上昇、輸出環境の悪化などで苦境に陥っている企業が多い。これに対し、広東省政府は

企業に「転型昇級」(事業モデルの転換・グレードアップ)を求める一方で、行政改革によって企業の投資・経営活動における自由化を進めようとしているが、そこでは市場化と国際化が意図されている。それは、習近平政権の市場化改革、貿易・投資の自由化の方針に符号するもので、中央の承認・支持の下で進めていると言える。

2. 登録資本登記制度改革

2014年から全国で始まった改革は「登録資本登記制度改革」と言われるもので、これは広東省などで先行している工商登記制度改革の一部である。一部とは言え、広東省で改革が始まったのは2012年3月(深圳市)で、早くも翌年10月には国務院が登録資本登記制度改革の全国実施を決定しており、現政権が行政改革に並々ならぬ決意を持っていることがわかる。

国務院が決定した改革の内容は、以下の通りである。

- a) 登録資本の登記条件を緩和：最低登録資本を撤廃(法律・法規で規定されている場合を除く)、
会社設立時の初回出資比率及び出資期限の制限を撤廃、「実収資本」(払い込み済み資本金)を
登記事項から除外。
- b) 「企業年検制度」を「年度報告制度」に変更。
- c) 住所の登記条件を緩和：地方政府が具体的に規定。
- d) 企業信用制度の建設を推進：企業の登記・年度報告・資格等の情報を公示、電子営業許可証と
登記過程での電子管理を実施、違法企業の“ブラックリスト”を公開。
- e) 登録資本の払い込み登記を引き受け登記に変更：出資者の出資引き受け額、出資方法、出資期
限等を自由化。

このうちa)とe)は、2013年12月に改正された「公司法」(2014年3月1日施行)に規定が盛り込まれた。「公司法」は外商投資企業にも適用されるが、ただし、外商投資企業は内資企業と違って登記の前に審査・認可機関(商務部門)の企業設立認可を得なければならない。その際、登録資本や出資時期について、地方の商務部門などから“要求”を受けることもありうる。この点は、各部門が「公司法」改正の趣旨を理解し、適切に運用するかどうかにかかっている。

なお、中国(上海)自由貿易試験区では、登記制度改革と同時に、企業設立手続きでの届出制が試行されている。現在、外資三法(中外合弁企業法、中外合作経営企業法、外資企業法)の改正作業が行われているが、改正後は全国で認可制に代わって届出制が実施されるものと思われる。

b)については、2014年2月に国家工商行政管理総局から企業年検制度を中止する通知が出たが、企業年度報告の実施通知はまだない(注5)。ただし、広東省や中国(上海)自由貿易試験区では既に実施されており、2015年には実施されると見られる。

c)は、企業の登記住所・経営場所の条件を緩和するものだが、地方によって政府の「社会管理」(組織・住民の管理)の事情が異なることから、各地方政府が規定を定めることとされており、これから実施する地方がほとんどである。この点、広東省では住所使用証明(不動産権利証、賃貸借契約書など)を提出すれば登記を受け付けるとしており、また広州市や深圳市では同一住所を複数の企業が使用することや同一企業が複数の住所を使用する(同じ行政区域内に登記せずに複数の事業所を持つ)ことも可能としている。

従来、外商投資企業を設立する場合、使用できる土地・建物は制限され、他の企業が使用している土地・建物に同居することや複数の事業所を近隣に無登記で設立することは原則として認められていない。今後、これらが自由化されれば、企業の設立・経営のコストが下がることになる。

d)については、広東省や中国(上海)自由貿易試験区以外ではまだ実施されていない。これは、企業情報を公示する政府のオンラインシステムが整備されてからになると見られる。

3. 今後の改革措置

前述のように、全国で実施されている登録資本登記制度改革の内容は、広東省などの工商登記制度改革の一部である。今後は、これらの地方で実施されているその他の措置が全国でも実施されるもの

と思われる。

その中で、日系企業にとっても重要な意味を持つものは、以下の2つである。

1) 登記前の許可事項の削減と登記（営業許可証取得）後の許可取得への変更

これは、前述した「先証後照」から「先照後証」への変更ということである。広東省の改革では、その必要性について、登記前の許可の条件として業務に相応の経営場所・設備・専門要員の資格などが求められることが多いが、営業許可証の取得前にこうした条件を揃えることは困難と言っているが、まさにその通りである。

外商投資企業を設立する場合、経営項目によっては登記前に許可を取得しなければならない（下表をご参照）。しかし、その多くは許可の条件が具体的に定められており、企業の設立前に許可を取得するには、結局のところ出資者の経験や実績による。今後、登記前の許可事項が削減ないし廃止されれば、外資にとって参入のハードルが大いに下がるものと期待される。

外商投資企業の登記前審査・許可項目<例>

項目	許可文書	申請先
<製造> ・食品 ・医薬品 ・医療器械 ・危険化学品 ・印刷	食品生産許可証 薬品生産許可証 医療器械生産企業許可証 危険化学品生産企業安全生産許可証 印刷経営許可証	食品薬品监督管理局 同上 同上 安全生産监督管理局 新聞出版局
<販売> ・食品 ・医薬品 ・医療器械 ・危険化学品 ・タバコ ・書籍・新聞・雑誌 ・音響・映像製品	食品流通許可証 薬品経営許可証 医療器械経営企業許可証 危険化学品経営許可証 煙草専売零售許可証（小売のみ可） 出版物経営許可証 音像制品経営許可証	工商行政管理局 食品薬品监督管理局 同上 安全生産监督管理局 タバコ専売局 新聞出版局 文化局
<運輸> ・海上輸送 ・非船舶運航海上運送人（NVOCC） ・危険物	国際船舶運輸経営許可証 無船承運業務経営資格登記証 道路危険貨物運輸許可証	交通運輸部 交通運輸部 都市交通管理部門 交通運輸部門
<通信> ・基礎通信 ・付加価値通信 ・インターネット	基礎電信業務経営許可証 増値電信業務経営許可証 跨地区増値電信業務経営許可証 増値電信業務経営許可証 網絡文化経営許可証	省級通信管理局 同上 工業・情報化部 省級通信管理局 文化局
<その他サービス> ・広告 ・娯楽施設経営	外商投資広告企業項目審定意見書 娯楽場所経営許可証 衛生許可証 消防驗收合格証明 批准文件	省級工商行政管理局 文化局 衛生局 消防機構 環境保護局

・商業公演	営業性演出許可証	文化局
・旅行社	旅行社業務経営許可証	旅游局
・ホテル	特別行業許可証	公安局
	衛生許可証	衛生局
・美容室	批准文件	同上
・飲食	餐飲服務許可証	食品藥品監督管理局
・人材仲介	人材中介服务許可証	労働人事部門

(注) 建設工事の設計・施工も、建設部門の許可が必要とされるが、外商投資企業の設立認可手続きで商務部門が建設部門の事前同意を得て認可を行い、登記・設立後に申請条件が整った時点で建設部門に許可申請を行うことを許容する地方が多い。

広東省では、①法律・行政法規及び国務院決定で登記前の許可取得が定められる以外の許可事項は一律に取り消す、②一部の許可事項を除き、原則として登記後の許可取得に改める、③広東省全域で適用する「工商登記事前審査・許可事項目録」と「工商登記事後審査・許可事項目録」を制定、公開する、としている(注6)。ちなみに、広東省では法律などで登記前の許可取得が定められる許可事項は180項目余りあり、法律などに定められていないが登記前の許可取得が要求されるものは更に多いという(注7)。

前述のように、国レベルの許可事項は国務院によって取り消され、あるいは地方へ権限が委譲されつつあるが、地方政府が握っている許可事項はそれよりもはるかに多い。それを削減し、権限を下級政府に委譲することは、利権を手放すこととなる。日本の民営化改革の状況から考えても、地方政府がこれに抵抗することは必至だろう。そのため、全国一律の実施ではなく、先に登録資本登記制度改革をスタートさせたものと推測される。

ただし、中央としては、この改革も早期に着手する計画である。2014年3月の全人代での政府活動報告で、李克強総理は2014年の重点活動の最初に行政改革をあげており、行政の簡素化、権限委譲と共に、「事中」・事後の監督管理強化(工商登記を含む各種行政手続きで事前の許可を減らし、手続きの途中と事後の監督管理を強化するという意味)を行うと述べている。今後、これがどの程度進むかで、この改革の全国での実施時期が決まると言ってもよいだろう。

2) 企業の経営範囲の登記条件の緩和

広東省では、改革前は他の地方と同じく登記前に許可を取得しなければならない経営項目が数多くあり、また営業許可証などに記載する経営項目は具体的かつ明確に表記することが要求されていたが、改革後は登記前の許可が必要な項目が削減される一方、経営項目の表記も簡素化されている。

深圳市では、企業は営業許可証を取得すれば直ちに経営活動を行うことができ、経営範囲の中に法律・法規で許可を得なければならない項目がある場合は後で許可を取得して経営活動を行うとされている。これは登記前の許可取得を不要としたもので、画期的と言える。また、経営範囲自体も、登記事項(許可事項)ではなく、届出事項とされている。そのため、企業の登記事項に記載する営業許可証には経営範囲を記載せず、定款や届出申請書に記載する。その表記は、登記機関(深圳市市場監督管理局)が「国民経済業種分類」を参照して制定する「経営範囲分類目録」によるとされており、大まかな表記が許容されている(注8)。

一方、広州市では、金融、通信などの国家の安全に関わる企業を設立する場合は、先に許可を取得し後で登記するとされるが、それ以外の許可を要する経営項目については登記した後で許可を取得するとされ、許可を要しない経営項目については登記後、直ちに経営活動を行うとされている。また、登記事項とされるのは「主营項目」だけで、それは国民経済業種分類の大項目を表記する。具体的な経営範囲は「申報事項」(申告事項)とされ、定款などに定めるとされている(注9)。

こうした改革が実施されれば、企業の経営の自由度が更に高まる。外商投資企業の場合、内資企業に比べて経営範囲に対する審査・認可機関(商務部門)、登記機関(工商行政管理局など)の要求は厳しい。経営項目を具体的に表記するよう求められ、そのため関連する業務であっても表記した項目がないものは許されず、複数の経営項目を兼営することも容易に認められないが、こうしたことが可能

になるものと思われる。

ただし、この改革が効果を上げるかどうか、やはり登記前の許可事項をどれだけ削減できるかにかかっている。この点、今後の進展が注目される。

- (注1) 「改革の全面的深化の若干の重大問題に関する決定」(2013年11月12日、党3中全会で採択)の記述による。
- (注2) 本文で言う許可事項は、中国語では「行政审批事項」と言い、「行政许可法」に基づいて法律・法規などで定められるものと各部門が独自に定めているものの両方を指している。個々の名称は、「審批」、「批准」、「核准」、「同意」、「認可」、「注册」、「登記」、「備案」など様々だが、このうち「行政许可法」に基づいて法律・法規などで定められるものを「行政许可」と総称している。なお、国务院各部門の許可事項は、既に専門のウェブサイト (<http://spgk.scoprs.gov.cn/>) で公開されているが、60部門の合計で1235項目に上っている。
- (注3) 「地方政府職能轉換・機構改革業務テレビ電話会議」(2013年11月1日)でのスピーチ。
http://www.gov.cn/ldhd/2013-11/08/content_2523935.htm
- (注4) 広東省の工商登記制度改革についての広東省工商行政管理局の解説による。
<http://www.gdgs.gov.cn/business/htmlfiles/gdgsj/s39/201402/50544.html>
- (注5) 「国家工商行政管理総局の企業年度検査業務停止に関する通知」(工商企字[2014]28号、2014年2月14日発布・実施)。
- (注6) 「広東省商事登記制度改革計画」(粵府弁[2014]2号、2014年1月8日発布・実施)
- (注7) 注4に同じ。
- (注8) 「深圳經濟特区商事登記の若干の規定」(深圳市第5期人民代表大会常務委員会公告第108号、2012年11月14日公布、2013年3月1日施行)。
- (注9) 「広州市商事登記制度改革実施弁法(試行)」(広州市工商行政管理局、2013年8月27日発布、2013年9月1日施行)。

(執筆連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際本部 海外アドバイザー事業部

住所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



中国における地方政府債務問題の現状とリスクについて

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

昨年末、中国の地方政府債務状況に関する公式統計が発表され、全国をカバーした統計は2011年6月以降ほぼ2年半ぶりであったため、内外から注目を集めた。

本レポートでは今回の調査結果に基づき、中国における地方政府債務の現状及び今後の課題について考察する。

1. 2013年6月末の地方政府債務残高は17.9兆元

2008年末にグローバル金融危機への対応策として中国政府が4兆元の景気刺激策を打ち出して以降、資金調達のため地方政府の債務残高が急増した。中国会計審査署（日本の会計検査院に相当）が2011年6月に2010年末の地方政府債務総額が10.7兆元と発表して以降、地方債務の全体像を捉えるような公式統計は発表されていなかった。

2012年の地方政府幹部の人事交代に伴い投資ブームが再び発生し、地方融資プラットフォームを中心に地方政府債務残高が急激に膨らんでいるとの懸念が海外を中心に高まり、2013年4月に大手格付機関が中国の国債格付けを引き下げた。

このような背景を踏まえて、2013年12月30日に中国会計審計署は、2013年8月から9月にかけて実施した全国調査の結果を発表、2013年6月末時点での地方政府債務残高は17.9兆元へと膨らみ、前回の全国調査結果の2010年末時点の10.7兆元に比べて67%増加したことを明らかにした。

責任別の債務残高をみると、①「地方政府が最終返済責任を持つ債務」が10.9兆元、②「地方政府が担保責任を持つ債務」が2.7兆元、③「地方政府が一定の支援を提供する可能性のある債務」が4.3兆元となっている（図1）。

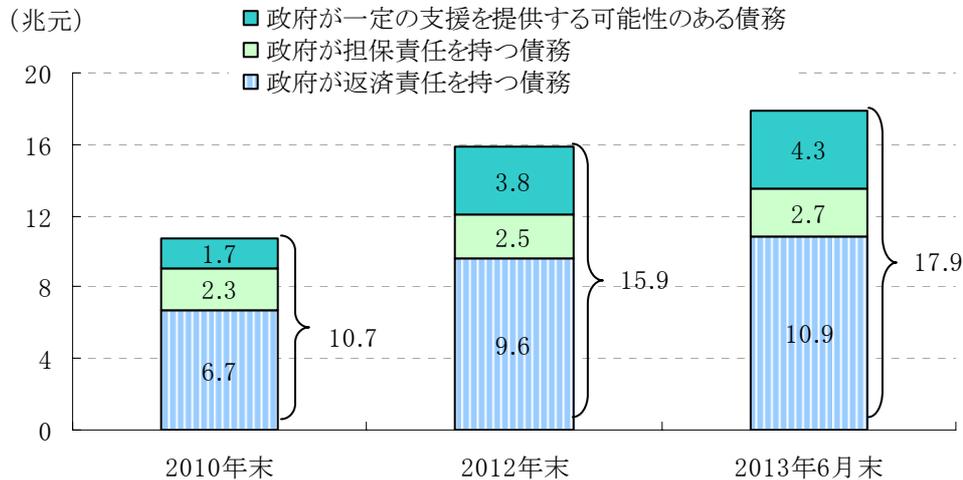
「地方政府が最終返済責任を持つ債務」に関しては、返済が困難となった場合、財政資金が返済原資となる。

「地方政府が担保責任を持つ債務」に関しては、返済困難が生じた場合、貸手は政府から提供されている担保の差押えができる。

「地方政府が一定の支援を提供する可能性のある債務」については、投資しているプロジェクトからの収入で借入金を返済すると定義されており、返済が困難になった場合、政

府には法律上の責任がないものの、上部行政機関として何らかの救済手段を講じ、一定の支援を提供する可能性がある。

図 1： 責任別の地方政府債務総額と構成



(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

地方政府債務残高総額に占める「地方政府が一定の支援を提供する可能性のある債務」の比率は2013年6月末に24.3%に達した。

前回の全国調査ではこの分類がないものの、同様の債務が分類されていたと推測される「その他の債務」の地方政府債務残高総額に占める比率が2010年末に15.6%であったのと比べ急増している。

この種の債務は金融機関にとってデフォルトリスクが最も高い部分であり、地方債務全体としての不良債権化リスクは増している可能性がある。

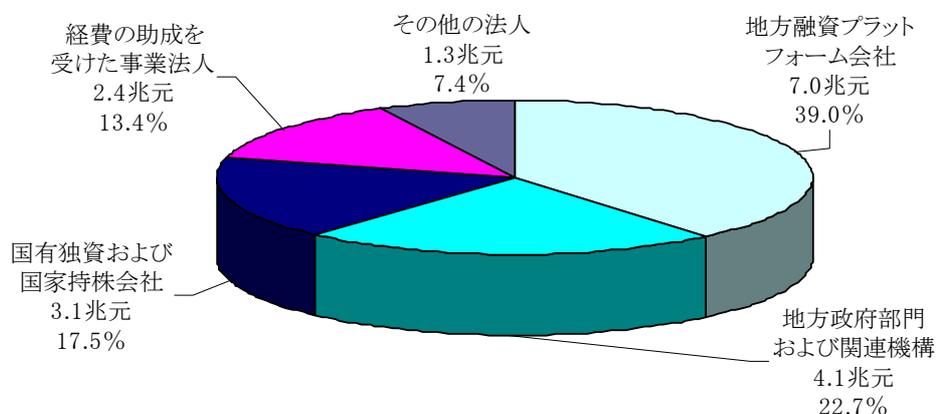
2. 地方政府債務の構成状況

(1) 借入主体

2013年6月末の地方政府債務残高の借入主体別の構成状況をみると、①「地方融資プラットフォーム会社」が39.0%、②「地方政府部門及び関連機構」が22.7%、③「国有独資および国家持株会社」が17.5%、④「経費の助成を受けた事業法人」が13.4%、⑤「その他の法人」が7.4%となっている(図2)。

「地方融資プラットフォーム会社」が債務全体に占める比率は39.0%と、2010年末の同46.4%から大きく低下したとはいえ、依然として最大の借入主体となっている。

図2： 借入主体別の地方政府債務残高の構成比率(2013年6月末)



(出所)中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

また、今回初めて調査対象となった「国有独資および国家持株会社」が借入主体となっている債務残高は3.1兆元に達し、債務残高総額の17.5%を占めた。地方融資プラットフォームに対する管理強化によって、国有企業を経由した借入が急増するようになったことが明らかになった。

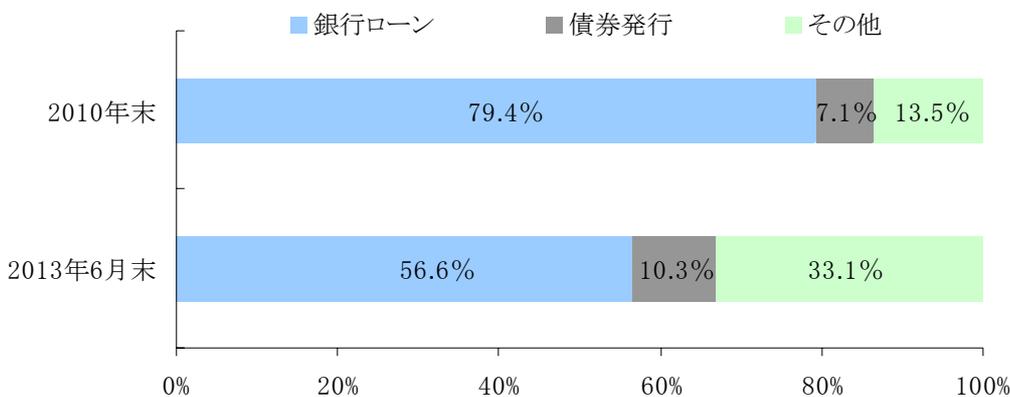
国有企業の借入活動の活発化は地方政府債務残高の増加に拍車をかけたとみられる。今後、地方政府債務の増加を抑制するため、国有企業の借入に対する規制が強化される可能性がある。

(2) 資金調達形態

資金調達形態別の構成比率をみると、債務残高全体には、①「銀行ローン」が56.6%(2010年末:79.4%)、②「債券発行」が10.3%(2010年末:7.1%)、③「その他」(法人・個人からのローン、信託融資など)が33.1%(2010年末:13.5%)を占めている(図3)。

「銀行ローン」は5割以上を占め、依然として地方政府の最大の資金調達源である。ただ、2010年末に比べて銀行ローンと債券発行の比率は低下し、その代わりに「その他」の比率が急増していることが明らかになった。

図3： 資金調達形態別の地方政府債務残高の構成比率



(注)「その他」には法人・個人ローン、信託融資、融資リース、証券・保険およびその他の金融機関による融資、BT方式、非合法の出資金募集などを含む
(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

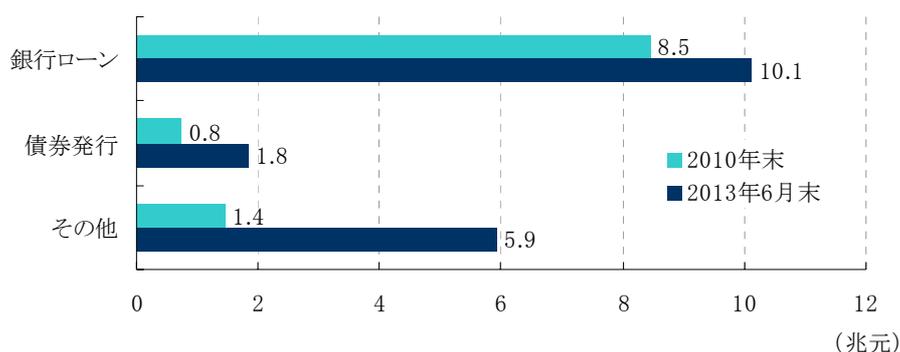
また、資金調達形態別の地方政府債務残高状況をみると、「その他」は2010年末の1.4兆元から2013年6月末の5.9兆元に増加した(図4)。

「その他」には、主に近年急拡大している銀行ローンや債券発行以外の新しい資金調達形態、つまり信託融資、融資リース、証券・保険およびその他金融機関による融資、BT(建設・譲渡)方式、非合法の出資金募集などによるものである。この類の融資は通常「影子銀行」(シャドーバンキング)^(注1)とも呼ばれている。

2011年以降、中央政府が地方政府債務に関する管理を強化し、銀行の地方融資プラットフォーム向け貸出を厳格化したことから、地方政府の資金調達形態が多様化してきたと考えられる。今回の調査結果からも地方債務問題と「影子銀行」が表裏一体にあることが読み取れる。

(注1) 影子銀行：シャドーバンキングとも呼ばれ、通常の銀行ではなく、ファンド、信託、証券会社、特別目的会社(SPC)、融資会社などの金融業態の総称。金融当局が厳しく監督する銀行に比べて規制が緩く、当局も実態を把握しきれていない。中国では、銀行ローン以外の融資形態として最近規模が拡大し、金融システムに与える影響力が高まっている。

図4： 資金調達形態別の地方政府債務残高（金額ベース）



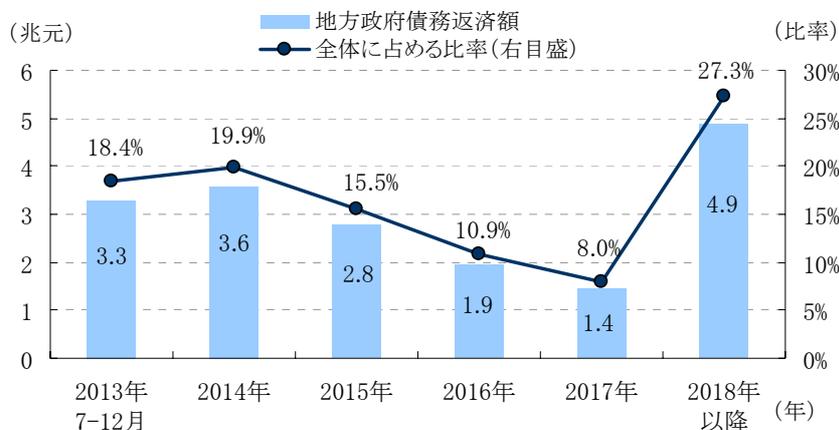
(注)「その他」には法人・個人ローン、信託融資、融資リース、証券・保険
およびその他の金融機関による融資、BT方式、非合法の出資金募集などを含む
(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(3) 期限別の債務返済額

期限別の債務返済額の状況をみると、2013年6月末の地方政府債務残高（17.9兆元）のうち、①2013年7-12月に満期を迎えた債務が3.3兆元（全体の18.4%）、②2014年に満期となる債務が3.6兆元（同19.9%）、③2015年に満期となる債務が2.8兆元（同15.5%）、④2016年に満期となる債務が1.9兆元（同10.9%）であった。2014年から2016年までの3年間で満期となる債務は地方政府債務残高総額の半数以上を占める（図5）。

実際、昨年7月に発表された全国36地区の地方債務状況に関する政府調査結果によると、2012年に新たに発生した債務は2011年債務発生額の約2倍に上る。その背景として2012年後半からの地方政府の幹部人事交代に伴う地方投資ブームの発生によるところが大きいとみられていた。2012年に新たに発生した債務の多くが3年の融資期間となっているため、今年から2016年にかけて債務返済のピークを迎え、地方政府の返済負担が一段と増加することが今回の全国調査結果で再確認できた。

図5： 期限別の地方政府債務返済額



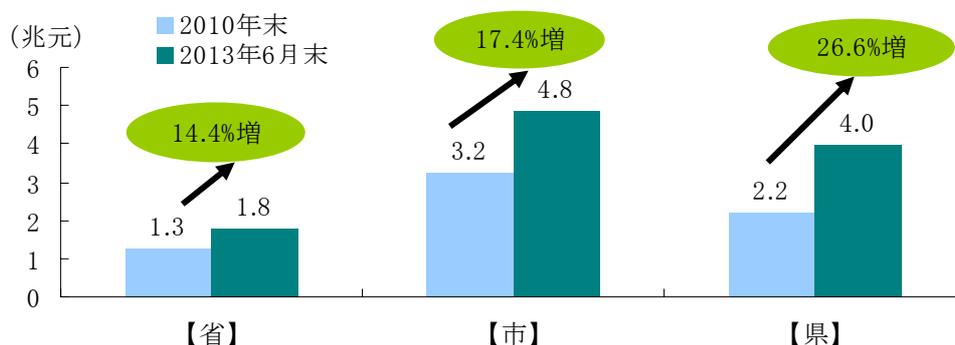
(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

3. 今回の調査で露呈した主な問題点

(1) 政府が返済責任を持つ債務が急増

一部の地区では、政府が返済責任を持つ債務が急拡大しており、地方政府の債務返済負担急増が懸念される。2013年6月末における省、市、県三つの行政レベル別の地方政府が返済責任を持つ債務は2010年末に比べて、年間平均でそれぞれ14.4%、17.4%、26.6%増加した（図6）。

図6： 政府が返済責任を持つ債務の行政主体別状況



(注)2010年末時の調査と比較できるのは省、市、県の三つ行政レベルのみ、
2013年6月末時の調査では「郷鎮以下」もカバーし、「郷鎮以下」の政府が返済責任を持つ債務の残高が0.3兆元であったと発表
(出所)中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(2) 市レベル及び高速道路関連の債務のリスクが大きい

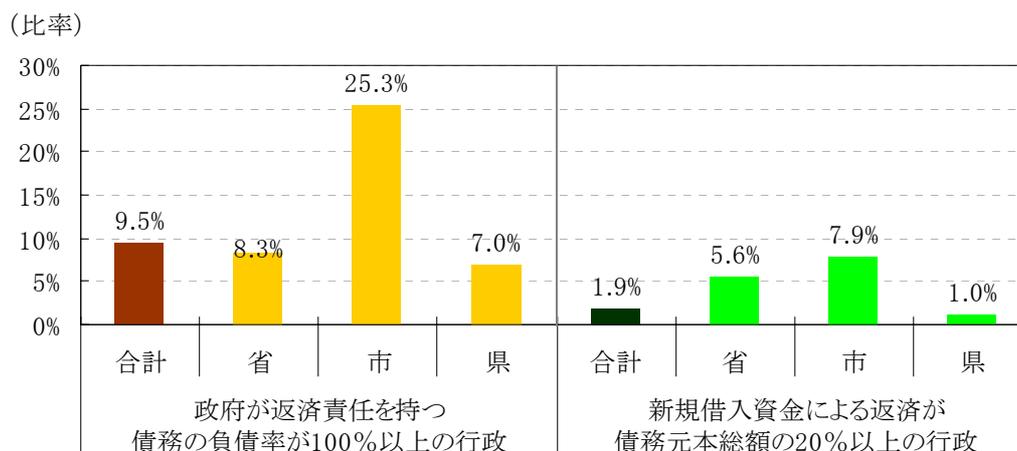
① 行政主体別の債務返済負担状況

今回の報告書では、「政府が返済責任を持つ債務の負債率（年末債務残高の当年GDP総額に対する比率）が100%以上に達する行政数」、および「新規借入資金による返済が債務元本総額の20%以上を占める行政数」のみが発表された。

調査でカバーされた行政数を用いて試算すると、2012年末に「政府が返済責任を持つ債務の負債率が100%以上に達する行政」は全体の9.5%に上り、「新規借入資金による返済が債務元本総額の20%以上を占める行政」は、全体の1.9%になった。

また、省、市、県三つの行政レベル別の債務返済負担の状況をみると、市レベルでは、政府が返済責任を持つ債務の負債率が100%以上に達するところが25.3%あり、新規借入資金による返済が債務元本総額の20%以上を占めるところが7.9%に達している。市レベルの債務返済負担が最も重いことが読み取れる（図7）。

図7： 行政主体別の債務返済負担の状況（2013年6月末）



(注) 報告書内容に基づく試算値を使用

(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

② 高速道路業界の債務返済リスク

報告書の中で債務負担の高い業界として高速道路業界が言及された。2013年6月末に債務返済中の高速道路の負債残高は1.9兆元、料金徴収廃止により地方政府が債務の返済をしている高速道路の負債残高は0.4兆元と、両者の合計は2.4兆元近くに達することが明らかになった。調査結果によると、高速道路業界関連の負債残高は、地方政府債務残高総額の13.3%を占めている。

実際、昨年7月に発表された36地区に対する地方政府債務状況の調査では、10地区では2012年末の高速道路関連債務残高が2010年末に比べて36.9%の大幅増となった。更に8つの地区では新規ローンを利用して高速道路関連債務を返済していたことが発表されていた。

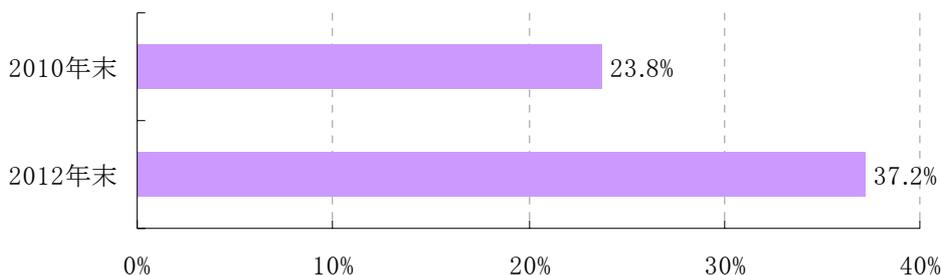
また、中国では道路舗装率が低く、高速道路の代替ルートとなる道路の整備が遅れている。一方で、高速道路の有料比率は先進国並みの95%に上り、利用者は有料高速道路を使用せざるを得ない状況に追い込まれており、重い輸送コスト及び物流コスト負担が社会問題にもなっている。

2011年後半から地方で乱立している有料高速道路会社に対して、中央政府が料金設定の再評価と管理体制の強化を実施し、適切でないと判断した料金徴収を廃止させるケースが多くみられた。このような政策背景と今回の調査結果を併せて考慮すると、高速道路業界の債務返済負担は大きく、返済リスクが比較的に高いと言えよう。

(3) 返済資金の土地譲渡金に対する依存度が高まる

2012年末の土地譲渡収入を返済原資とする債務残高は3.5兆元に達し、省、市、県三つの行政レベルの地方政府が返済責任を持つ債務残高総額に占める比率（地方政府が返済責任を持つ債務の土地譲渡金に対する依存度）は37.2%となった。これは2010年末の同23.8%から大幅に増加し、地方政府債務返済の土地譲渡金に対する依存度がより高まった（図8）。

図8： 地方政府が返済責任を持つ債務の土地譲渡金に対する依存度



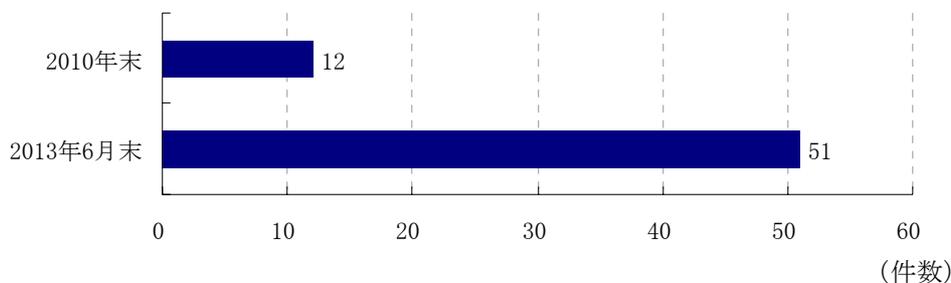
(注) 依存度とは省・市・県政府が返済責任を持つ負債残高に対する土地譲渡金にて返済する債務金額の比率

(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(4) 出資金募集及び政府債務資金運用面での非合法案件数が増加

今回の調査結果によると、2013年6月末の出資金募集及び政府債務資金運用における非合法案件数は51件に達し、2010年末の同12件に比べて急増している（図9）。中央政府の引き締め強化にも関わらず、地方政府債務に関わる非合法的な資金調達と資金運用の問題はむしろ深刻化してきたことが伺える。

図9： 出資金募集および政府債務資金運用面での非合法案件数



(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

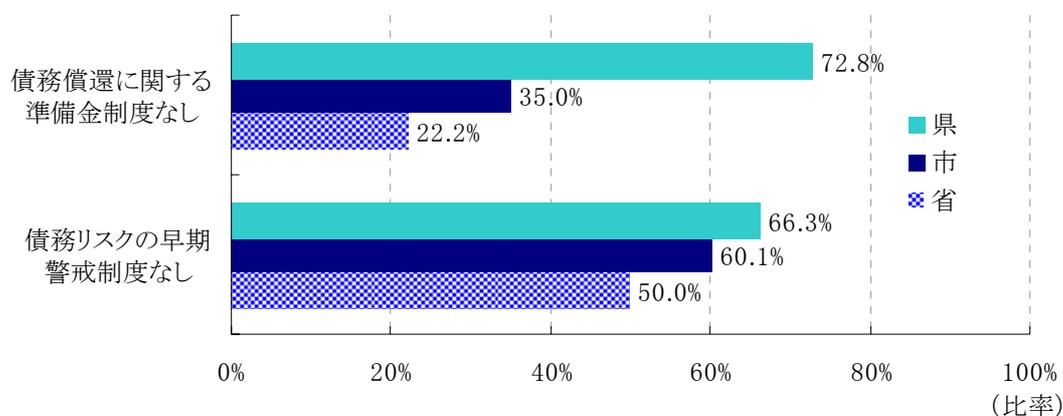
4. 地方債務返済問題の改善策

今回の調査結果に基づいて、中国会計審査署は地方債務返済問題の改善策として、①政府の債券発行による資金調達メカニズムを構築する、②政府債務に関する管理制度を完備し、非合法な行為に対する責任追及の厳粛化を図る、③政府の機能を転換させ、投融資制度、財政・税制制度の改革を推進する、④債務リスクの早期警戒制度と緊急対応制度を完備し、債務不履行の発生を防止する、という四点を政府関連部門と地方政府に対して提案した。

債務リスク管理制度について、2013年6月末の全国の省、市、県三つの行政レベル別で見ると、「債務リスクの早期警戒制度なし」の比率は各行政レベルでいずれも50%以上の高い水準に上る。また、「債務償還に関する準備金制度なし」の比率は県レベルでは72.8%以上となっており、市レベルの同35.0%と省レベルの同22.2%に比べて高水準となっている(図10)。

県レベル以下の地方政府を中心に債務管理制度面の改善余地が大きく、かつ債務不履行発生時の緊急対応制度の不備が目立っているため、今後各種の債務リスク管理制度を早急に確立する必要がある。

図10： 地方政府の債務リスク管理制度導入状況(2013年6月末)



(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

5. 今後の課題～改革推進による返済リスクの低減

中国における地方政府債務残高の推移をみると、アジア金融危機発生後の98年と世界金融危機発生後の2009年に債務残高が急増した。また、中央政府は地方政府の債券発行や銀行からの直接借入を禁止しているため、2009年からの景気刺激政策の実施に際して、地方政府は地方融資プラットフォームと呼ばれる投融資会社を設立し、都市開発やインフラ建設向けなどの資金を調達していた。

更に、2012年後半から2013年にかけて地方政府の幹部人事交替に伴う地方投資ブームの発生によって地方政府の資金調達ニーズが旺盛となり、地方政府債務残高が再度急増するようになった。

中央政府は過度な債務の急増を防ぐため、2012年から地方融資プラットフォーム向けの新規銀行貸出を厳しく抑制してきた。その結果、「影子銀行」による資金調達が急増し、現在は債務残高全体の3割以上を占めるようになった。しかし、「影子銀行」による資金調達コストは10%超と高く、高金利負担が債務不履行につながる懸念が強まっている。

また、地方政府債務の中で土地譲渡金を返済原資とする債務が増加していることも問題となっている。2012年末に地方政府が返済責任を持つ債務に占める土地譲渡金による返済への依存度は既に約4割の高水準に上ることが今回の調査で明らかになった。特に、一部の市と県レベルの地域では、債務の返済を土地譲渡金に依存する割合が高く、今後、地価の大幅な下落が発生した場合、地方政府の財政収入減少による債務不履行が多発することが懸念されている。

財政制度面では、「分税制」^(注2)の実施によって、財政収入は中央と地方がほぼ折半する一方、財政支出は中央と地方が2対8の割合で負担している。近年、各種制度改革の進展によって、地方では都市建設、インフラ建設、及び民生向けの教育、医療、保障性住宅などの支出が急増している。

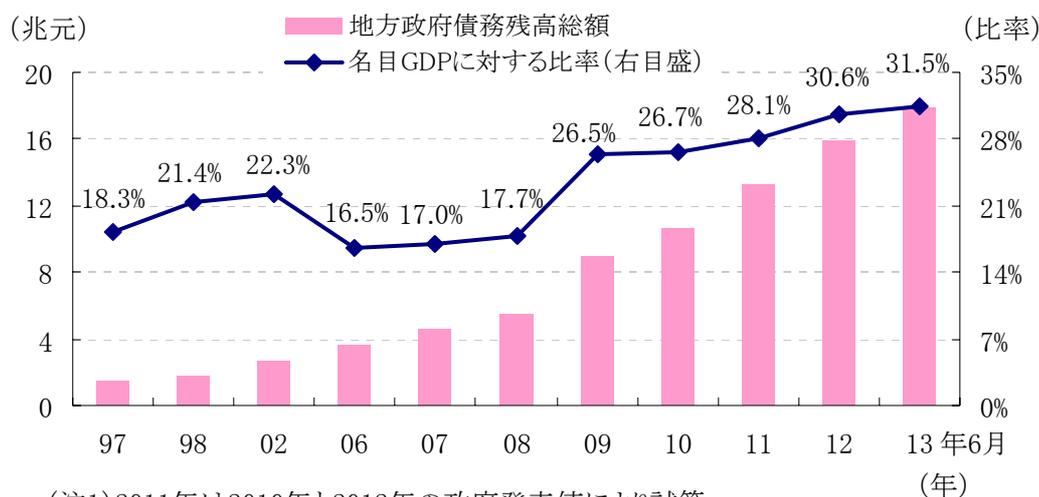
今後、土地譲渡金を返済資金とする債務の増加を抑えると同時に、地方政府の構造的な財政収支の不均衡と資金調達難の問題を解決するため、分税制の見直しと地方財源拡大を中心とする財政制度改革の推進が急務となる。2013年11月の共産党「三中全会」で発表された「改革深化に関する重要決定」の中でも財政制度改革の重点として、中央政府が地方の財政不足を具体的な政策の形で支援すべきとの問題提起がなされた。

地方政府の債券発行について、中国当局は2011年に一部の省レベルの地方政府に適度な規模での債券発行を認可し試験的に実施して以降、2013年には実施地区を従来の4つから6つへ拡大した。ただし、2013年の起債額は僅か700億元程度に止まっている。債券発行の更なる権限拡大と起債額増加の要求が地方政府の間で高まっている。この状況を受けて、今回の地方債務調査結果が公表された直後に、国家发展改革委員会（NDRC）は、地方政府の債券発行を柔軟に認める意向を発表し、規制緩和を進める可能性が高まった。

^(注2) 分税制：1994年に導入された中央と地方政府との税制度。国家税務局と地方税務局を設置し、国税と地方税をそれぞれ徴収する体制を導入した。また、中央・地方共通の財源となる共通税などを区分して中央政府と地方政府の間の管轄権限、財源帰属などを明確化した。

過去の政府発表に基づき 1998 年以降の地方政府債務残高及び名目 GDP に対する比率を試算した結果、地方政府債務残高の対名目 GDP 比が 2010 年末の 26.7%から 2012 年末の 30.6%、更に 2013 年 6 月末の 31.5%へと上昇した (図 11)。

図 11： 中国の地方政府債務残高及び対名目 GDP 比の推移
(1997 年末～2013 年 6 月末)



(注1) 2011年は2010年と2012年の政府発表値により試算
(注2) 2013年6月末の対名目GDP比には2013年のGDP総額を使用
(出所) 中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

また、国家レベルの財政リスクをみると、中央と地方を合わせた政府関連債務は 2013 年 6 月末に 30.3 兆元、対 2013 年名目 GDP 比で 53.3%に達した。この水準は先進国のみならずブラジル、インドなどに比べても決して高くない。中国の場合は中央政府が未上場の国有企業資産、上場国有企業の国有株、特許経営権など膨大な潜在的財源を所有しているため、地方政府が債務不履行問題に対応できない場合、中央政府が支援策を講じて救済する余裕は十分あると言える。

中国の地方政府債務問題は、金融システム、国家財政及び社会の安全に関わる重要な課題である。今年から 2016 年にかけて半数以上の債務が返済期限を迎えるため、地方政府の債務返済負担が相当大きく、各種改革推進による債務返済リスクの低減が求められている。今後も地方政府の構造的な財政収支不均衡問題を解決するための財政制度改革、債券発行に対する法整備、資金調達難を緩和させるための金融改革、などの動向について引き続き注目したい。

以上

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：00852-2823-6718 Email：xiao_chen_fan@hk.mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。



中国住宅ローン業界の動向

三菱東京 UFJ 銀行 (中国)
企画部 企業調査チーム
調査役 米田 智宏

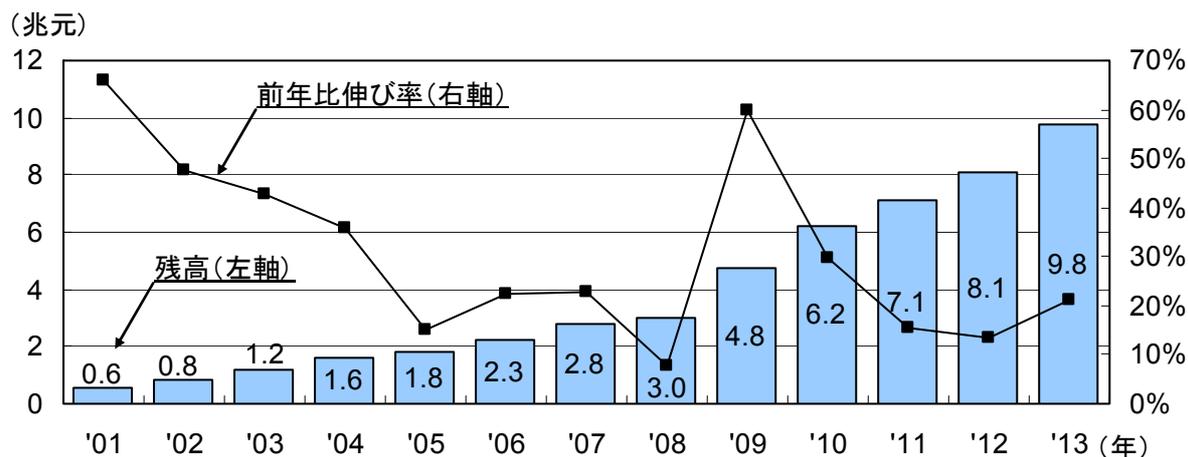
本稿では、中国の住宅ローン業界に関し、一般的な統計や契約条件を整理するとともに、今後の住宅価格の見通しと焦げ付き発生の可能性について、公開資料・報道等をもとに考察した。

1. 中国における住宅ローン残高の動向

(1) 増勢が続く住宅ローン残高

中国の住宅ローン残高は、増勢が継続 (図表 1)。この要因としては、経済成長に伴う住宅価格上昇や、個人が将来の所得増を楽観視しローン組成への抵抗が薄れていること、沿岸都市部の比較的高価な物件を中心に、依然旺盛な実需があること、等が挙げられる。

《 図表 1：中国の住宅ローン残高推移 》



(資料) PBOC 資料をもとに BTMUC 企画部作成

(2) 低い住宅ローンの利用率

もともと、GDP 対比でみた住宅ローンの規模は、米国・日本との比較では小さく (図表 2)、住宅販売取引全体に占める住宅ローンの利用率も足元では20%台と低い水準にとどまる (次頁図表3)。

これは、住宅購入時に必要な頭金が最低30%と日本に比べて高いことに加え、全体のボリュームを大きく左右している高額物件については、富裕層が投資目的で現金購入しているためと考えられる。

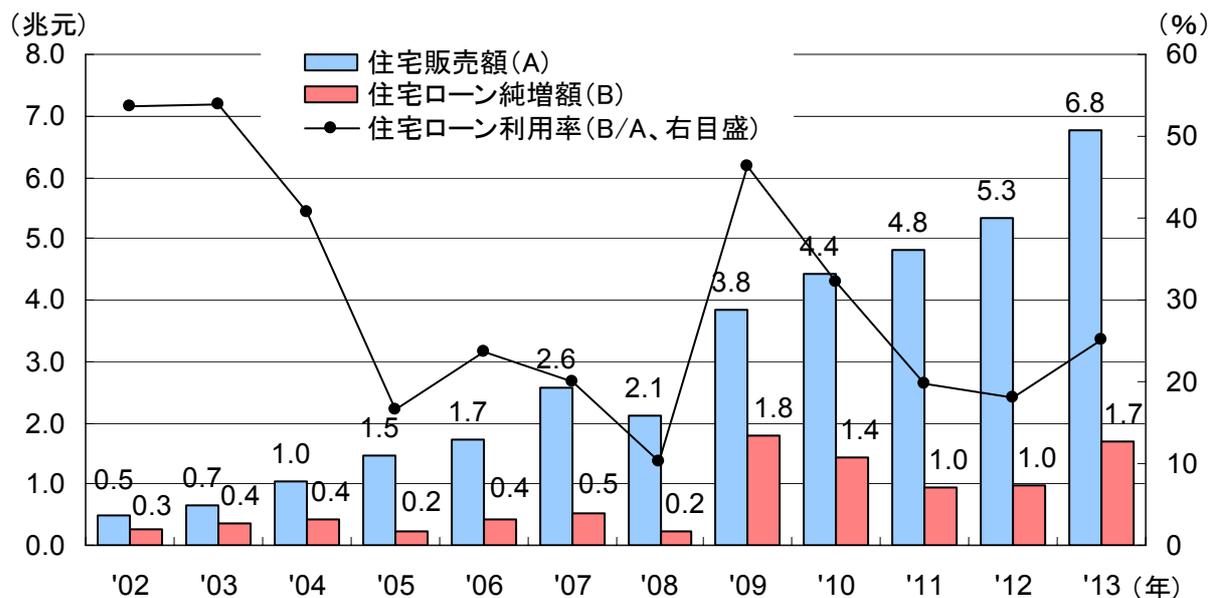
《 図表 2：名目 GDP 対比での住宅ローン比率 》

	名目GDP	住宅ローン残高	対GDP比率
中国	9.4兆USD (2013年末)	1.6兆USD (2013年末)	17.2%
日本	4.6兆USD (2013年末)	1.7兆USD (2013年3月)	37.5%
米国	16.2兆USD (2013年末)	9.9兆USD (2012年末)	61.1%

(注) 中国・日本の USD 建名目 GDP・ローン残高は、2013 年末日の BTMU 為替相場に基づく。

(資料) 各種報道等をもとに BTMUC 企画部作成

《 図表 3：中国の住宅ローン利用率推移 》



(注) 02年～13年累計での住宅ローン利用率は26.2%。
(資料) PBOC「中国貨幣政策執行報告」等をもとにBTMU経済調査室作成

2. 一般的な住宅ローンの契約内容

中国における一般的な住宅ローンの契約条件をみると、日本の一般的な住宅ローンに比べ、頭金は多めに、融資期間はタイトに設定されている(図表4)。

特筆すべきは返済負担率の高さだが、これは、中国の経済成長率の高さに伴う高金利が影響しているため。

もっとも、中国では金利を上回る所得の伸びが続いていることから、過去に借入を行った借入者の実質的な返済負担は年々減しているものと考えられる。実際、中国における住宅ローンの不良債権比率は2012年末時点で0.29%にとどまる。

なお、債権の保全面において、購入する住宅に抵当権を設定する点は日本と同様だが、保証人・保証会社を利用するリコースローンの例は少ない模様。

《 図表 4：日本と中国の一般的な住宅ローンの契約内容 》

	借入期間	自己資金(頭金)の比率	購入物件の可処分所得比倍率	返済負担率 ^(注3)	金利 ^(注4)
中国	最長30年	最低30% ^(注1)	全国平均:6.5倍 (北京13.3倍、上海11.3倍)	30~50% (報道による推定)	6.550%
日本	最長35年	20%程度	7.6倍 ^(注2)	19.40%	0.775%

(注) 1. 上海では2軒目の住宅取得には70%の頭金が必要で、3軒目以降は住宅ローンを利用できない。
2. 中国の可処分所得比倍率は、住宅価格(元/㎡)×30㎡/1人当たり可処分所得。
日本は年収比倍率5.7倍(2011年)であり、可処分所得は年収の75%を想定。
3. 返済負担率は、月々の可処分所得に占める住宅ローン返済額の割合。
4. 金利は変動金利で、2014年3月31日現在の中国国内の基準金利とBTMUの最優遇金利。

(資料) 中国国家统计局統計、総務省「平成24年家計調査」等をもとにBTMUC企画部作成

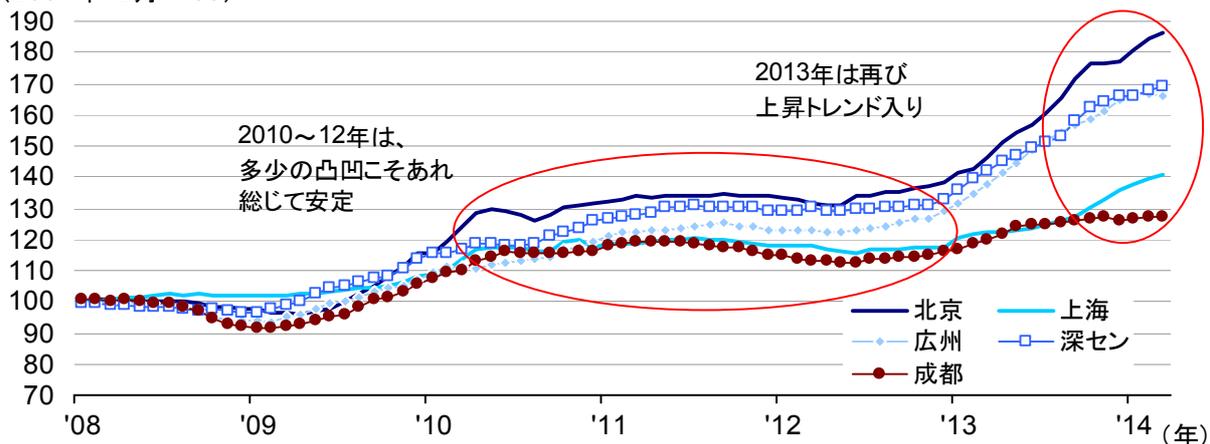
3. 中国の住宅価格の低落懸念について

(1) 足元の価格動向

足元の住宅価格の動向をみると、2010年以降、投資加熱を警戒した温家宝総理の下、不動産の取引・開発が規制されたことで横ばいでの推移が続いたが、2012年に入り、景気減速懸念を受けた習近平政権が不動産の取引・開発規制を緩和した影響から、2013年は沿岸大都市部を中心に再び上昇がみられた（図表5）。

《 図表5：足元の住宅価格の動向 》

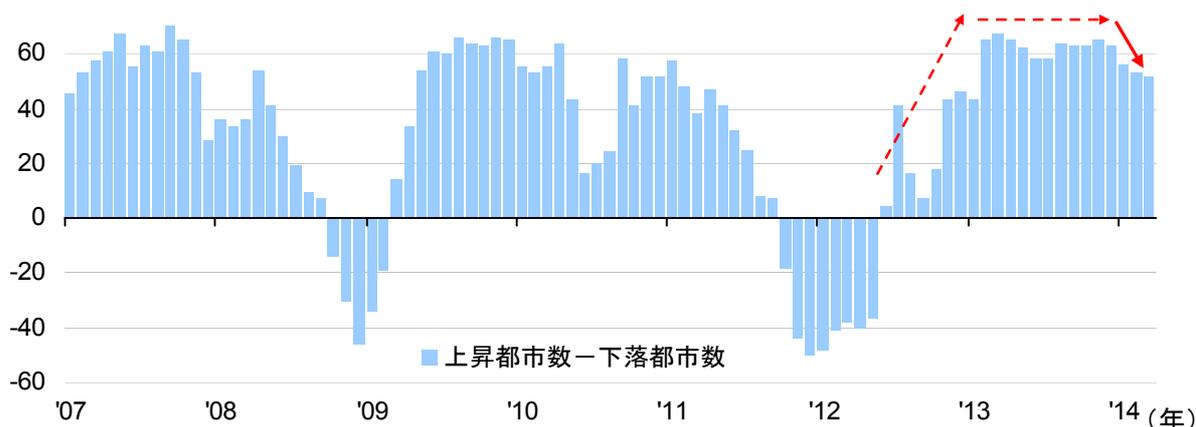
(2007年12月=100)



(資料) CREIS をもとに BTMUC 企画部作成

ただし、その後再び金融引き締めが始まったことを受け、足元の騰勢は鈍化しつつあり、一部の地方都市では価格が下落に転じている模様（図表6）。価格所得倍率をみても、平均所得の上昇とあいまって、2010年以降は緩やかな低下傾向にある（次頁図表7）。

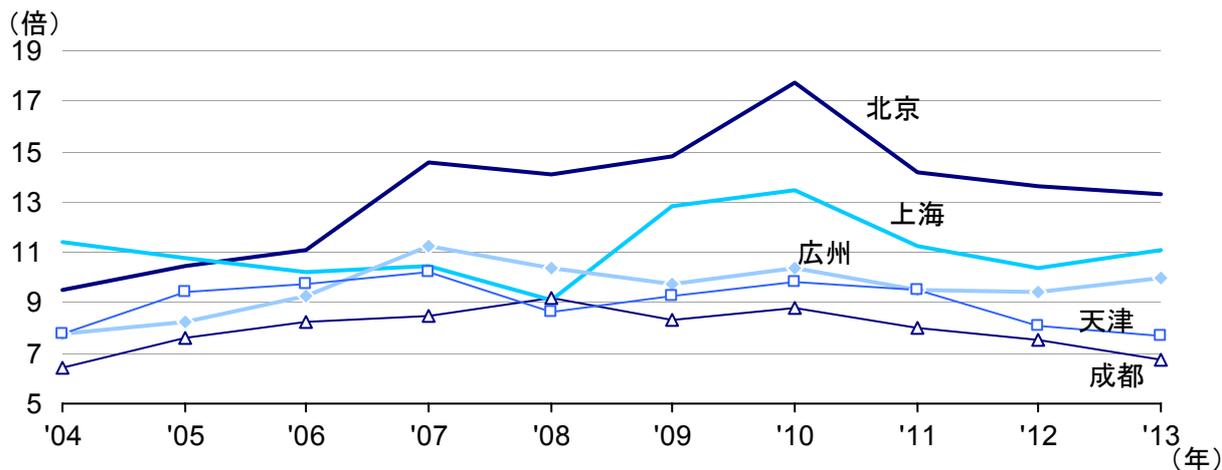
《 図表6：新築住宅価格のトレンド 》



(注) 主要70都市中、新築住宅の価格が前月比で上昇した都市の数から下落した都市の数を引いたもの。

(資料) CEIC をもとに BTMUC 企画部作成

《 図表 7：主要都市の「価格所得倍率」推移 》



(注) 価格所得倍率=住宅価格(元/m²)×30 m²/1人当たり可処分所得。

(資料) CEIC をもとに BTMUC 企画部作成

(2) 今後の価格見通し

このように、足元では住宅価格の過熱に一服感がみられており、住宅価格が一段と高騰する可能性は低い反面、以下のような要因から、住宅価格の大幅な下落も想定し難い。

①主要都市の確かな実需

- ✓ 都市部では、都市化の進展で人口流入が続くなか、生活拠点としての持ち家購入の需要が依然強く、価格下支えの要因となっている。

②国民の購買力向上

- ✓ 経済成長に伴う所得の伸びに加え、一人っ子政策の結果、親族の援助が集中しやすくなっており、購買力が向上している。

③投資資金の流入

- ✓ 資産の代替投資先が乏しいこともあり、理財商品・信託商品等^(注)で集められた資金が不動産の開発・投資に向けられている。

(注) このうち信託商品については、2013年末の販売残高 10.3 兆元中、不動産向けに直接投資されているものだけで 1.0 兆元ある模様。

④地方政府の財源確保

- ✓ 土地利用権の譲渡益は、地方政府にとって貴重な収入源となっていることから、地方政府としては現状の地価を維持する必要性が高い(図表 8)。

《 図表 8：地方政府の収入に占める土地収入への依存度 》

(単位: 億元)

	2012年	2013年
地方政府収入	141,844	167,669
うち土地収入	28,517	41,250
収入依存度	20.1%	24.6%

(資料) 国家統計局資料をもとに BTMUC 企画部作成

中長期的にみれば、不動産価格の上昇率が経済成長率・所得の伸び率を下回る水準に鈍化し、所得対比でみた価格は緩やかなソフトランディングに向かうとする見方が大勢。

(3) 住宅ローンの焦げ付き懸念は僅少

今後、経済成長の鈍化に伴い所得の伸びが鈍化することになれば、物件価格の高さと返済負担率の高さを背景に、住宅ローンの不良債権比率が上昇する可能性は否定できない。

こうしたことから、不動産価格が下落に転じつつある一部の地域においては、将来、不良債権化した住宅ローンの回収が焦げ付くことを懸念する金融機関が、住宅ローンの審査を厳格化し、貸出を抑制することで、住宅販売取引が下押しされる懸念がある。

もっとも、法規制による住宅購入時の頭金の多さに加え、前述のように不動産価格の急落が想定し難い状況に鑑みれば、少なくとも個人向けの住宅ローンに関しては、担保不動産の売却後も回収不能分が焦げ付く懸念は小さいと考えられる。

金融市場全体との関連でも、住宅ローン全体の残高は、前述の通り、日本・米国との比較ではいまだ GDP 対比で低い水準にある。このため、仮に住宅ローンのデフォルトが増加しても、そのインパクトは相対的に小さく、金融市場の混乱を招くリスクは低いと言えよう。

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行(中国) 企画部企業調査チーム 調査役 米田 智宏

TEL : 86-21-6888-1666 内線 5050 Email : tomohiro_yoneda@cn.mufg.jp

住所 : 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22楼 FAX : 86-21-6888-1665



人民元金利市場動向 ～2013年6月の再現はあるか

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
資金証券グループ 豊 寛行

昨年6月、中国短期金融市場の短期金利は急上昇し、指標金利である上海銀行間取引金利（Shanghai Inter-Bank Offered Rate, 以下 SHIBOR）の翌日物金利が、史上最高の13.444%を記録したことは記憶に新しい。金利急上昇を巡っては中国金融市場に何らかの問題が発生しているのではないかと疑念が高まり、その動向について内外で大きく報じられた。

市場関係者の分析等では、昨年の金利上昇の要因として「中国短期金利市場における季節性要因」、「中国人民銀行（以下、PBOC）の金融調節姿勢」、「米国金融緩和縮小観測を受けた海外からの資金流入減少」、「市場参加者における資金の偏在」等が指摘されている。

昨年の混乱から早1年。主にこれらの要因を昨年と現状を比較しながら、6月に向けての金利動向について事前に整理しておきたい。

1. 2013年6月の金利上昇背景

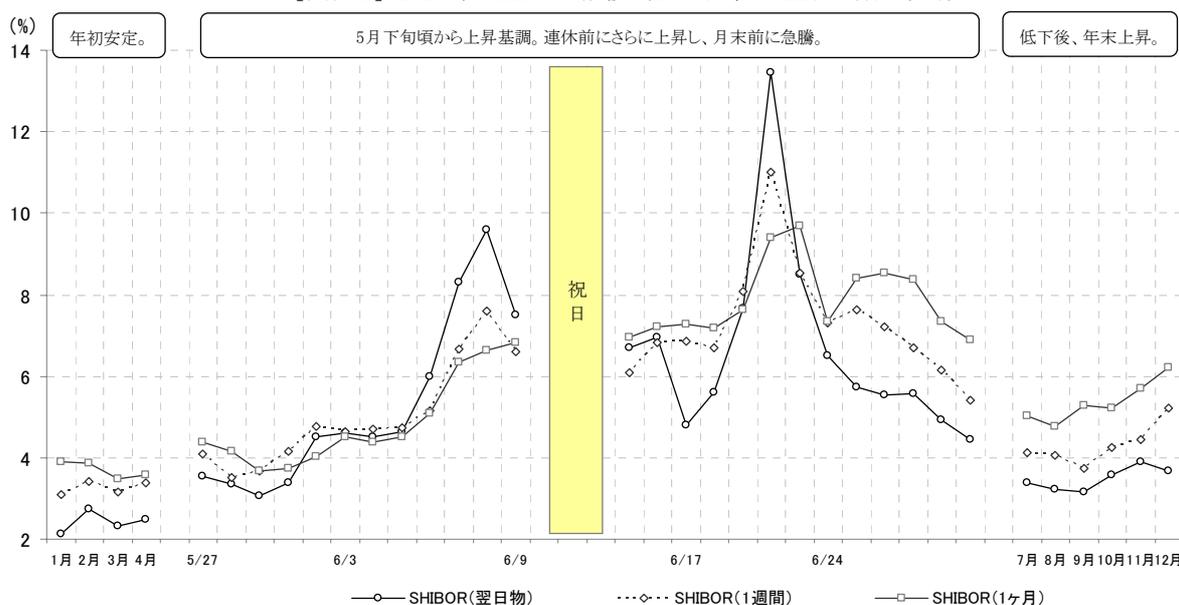
(1) 2013年6月時の動向

まずは、2013年6月末にかけてのSHIBORの動向を振り返っておきたい。

2013年1-3月は翌日物、1週間物、1ヶ月物いずれも4%を切る水準で安定した推移となっていたが、5月下旬以降上昇を開始し、中国祝日に伴う連休（6月10～12日）前に翌日物金利は9.581%に到達、その翌週の6月20日には、過去最高となる13.444%をつけた【図表1】。

6月はこのように異常ともいえる金利水準での取引が成立し国内外の注目が集まったが、PBOCが対応に乗り出すことで事態の沈静化¹が図られた。それ以降は、短期金利は徐々に低下に向かった。

【図表1】2013年SHIBOR推移（1～4月、7～12月：各月平均）



出所：SHIBOR ホームページデータ等を元に BTMUC 作成

¹6/20にPBOCはHP上に声明文を発表。いくつかの銀行に流動性を供給した事を公式に認め、今後、SLO (Short Term Liquidity Operation) 等を活用し流動性を調節していくと表明し、市場混乱の沈静化を図った。

(2) 2013年6月の金利上昇要因

要因1: 季節性と一部銀行による資金調達圧力

中国内では例年「1月下旬～2月上旬(旧正月大型連休)」、「6月末(半年度末)」、「9月末(国慶節大型連休)」、「12月末(年度末)」には特に資金需要が強く、短期金利が上昇しやすい傾向があり、その要因については以下が指摘されている。

(a) 銀行間市場調達依存度【図表2】

株式商業性銀行や地方都市銀行は、国有大手銀行と比較すると銀行間調達比率(対各行有利子負債)が高い²。長期連休や決算期前に資金の出し手である大手行が資金供給を絞ると、取り手であるこれらの銀行が高金利であっても資金確保を優先するため銀行間金利が上昇しやすい傾向が見られる。

(b) 経済成長の季節性【図表3】

短期金利の季節性には中国の経済成長パターンも関連しているものと考えられている。例年第1四半期は春節等の影響から経済成長は最も低迷し、各種インフラプロジェクト等の本格化する第2～3四半期が最も強い成長を見せ、その後年末にかけて緩やかに減速する傾向が見られる。資金需要の強弱はこれらの成長パターンと同様の傾向があり、短期金利市場の需給に影響を及ぼしているものと考えられる。

要因2: 金融調節の転換

2013年5～6月頃のPBOCの金融調節は転換期にあり、そのことも金利急騰の一要因になったものと考えられる。

2012年末頃から海外金融当局における金融緩和積極化の動きが活発化しており、特に本邦アベノミクス・日銀による未曾有の金融緩和に演出された円安、株高をはじめとして世界的に新興国等への資金流入も強まった時期である。

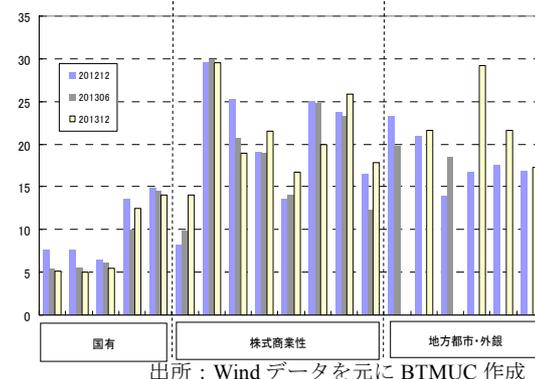
2013年1月以降、海外から中国への資金流入も強まった模様であり、急速な人民元高の抑制を目的として7,000億元規模の為替介入が実施されたようだ。【図表4】を見ると、この傾向は4月まで続いていたことが示唆されており、為替介入により相当量の人民元が市場に供給され短期金利市場は金融緩和的な状況が醸成されていたと思われる。

このような状況を受け、2013年5月以降PBOCは定例公開市場操作において2011年11月以来となる3ヶ月物中銀手形の発行を実施し資金吸収姿勢へ転換、市場参加者は金融引締めへの動きと受け止め金利上昇への警戒感が強まった。また、当時マネーサプライM2も政府目標13%を大きく上回る15%台後半で推移しており、年間目標達成のためには引締めの金融調節に移行せざるを得ない状況であった。

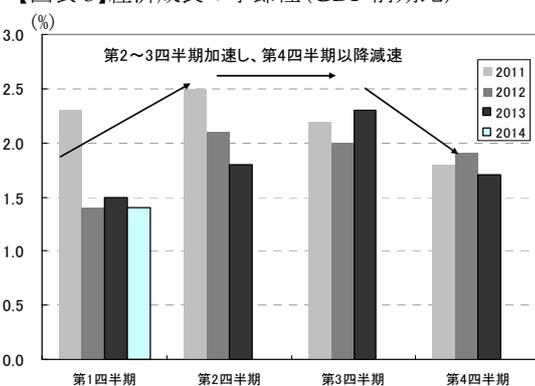
要因3: 米国金融緩和縮小観測を受けた海外からの資金流入減少

上記の要因2に示される通り、中国当局が海外からの資金流入継続を前提とした金融調節へ移行しつつある中で、米国金融当局からは資金流入継続に歯止めをかける動きが見られた。2013年5月の

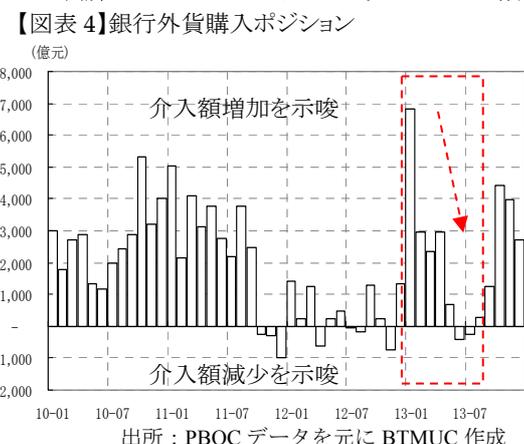
【図表2】大手銀行の銀行間調達/有利子負債比率



【図表3】経済成長の季節性(GDP前期比)



【図表4】銀行外貨購入ポジション



² 中国の銀行は規制上、預貸率(貸出/預金)を75%以下に維持しなければならない、顧客預金獲得競争は熾烈である。収益力を上げていくために、顧客性取引以外にも銀行間取引での利鞘を稼ぐことを意図して銀行間調達を増やしていると思われる。

FOMC においてバーナンキ FRB 議長(当時)は、量的緩和政策早期解除の可能性について言及。その結果、金融市場が動揺し新興国通貨売りの動きが加速、世界的に懸念が高まった。

中国にもその影響が波及し、【図表 4】からは 2013 年 5~6 月に急速に資金流入が細った(為替介入が減少した)ことが示唆されており、6 月の金利急騰に繋がったものと推察される。

2. 2014 年 6 月に向けて

上記の要因について、今年状況を対比させると「6 月末に向けて昨年と同じような金融市場の混乱が発生する可能性は、警戒は必要であるが、昨年ほど高くない」と判断している。

(1) 2013 年との共通点・相違点

昨年来の変化が大きいと考えられる順に以下考察する。

要因 2: 金融調節の方向性 → 昨年対比、金融引締め必要性は低下。

3 月に開催された全人代で採択された 2014 年の政策目標数値は、GDP 7.5%、CPI 3.5%、M2 13%であり、第 1 四半期を終えた時点での 2012 年以降の状況比較は【図表 5】の通りである。

2012 年は 3 項目ともほぼ当局の目標通りで推移。2013 年は GDP は目標近傍、CPI は目標比低位安定していたが、M2 が目標を大幅に上回る水準となっており、第 1 四半期の資金供給ペースを鈍化させなければ、通年目標達成が危惧される状況となっていた。そのような中、当局は、年前半の経済成長安定を確認した上で、年後半の景気失速も無いと判断、5 月頃から金融調節を事実上引締め気味に転換、市場参加者の金利見通しも先高感が醸成されていった。

今年は、現時点で成長の力強さに欠け M2 も目標対比下振れているため、当局が金融調節を引締め気味に誘導する必要性は高くないものと考えられ、市場参加者の間でもそのような見方が広がっている。

実際、第 1 四半期 GDP 発表直後の 4 月 16 日に開催された国務院常務会議において「一定条件を満たした農村の銀行を対象に、預金準備率を引き下げる方針」を決定、またこれを受け、PBOC は 4 月 22 日に一部金融機関の預金準備率を引き下げた。PBOC は金融政策の方向性変更を示唆するものではない、と釘を刺したものの、市場参加者間では、今後、対象行が拡大されるのではないかと、との見方が優勢となりつつある。

要因 3: 米国金融緩和縮小観測を受けた海外からの資金流入減少 → 昨年対比、小幅金利上昇圧力緩和。ただし、4 月以降の状況に留意を要する。

3 月時点では、年初来の資金流入傾向に変化は見られていない。ただし、足元では、3 月 15 日に発表された人民元対米ドル相場の日中変動幅拡大³以降、人民元安が進行している。人民元安進行に伴い、海外からの資金流入圧力が減衰している場合は、連れて為替介入額も減少しているものと推察される。

もっとも、現時点では 4 月の為替介入状況(外貨購入ポジション増減)が未発表である為、推測の域を出ない。しかし、クロスボーダーの資金流出入の大きな影響を与える海外当局の金融政策の変更や、その見通しを急変させるような材料は見当たらない。また、昨年は 5 月に国家外為管理局から投機資金流入に歯止めをかける措置も出され、中国への資金流入減少観測を強めるような動き⁴があったが、今年は規制のさらなる強化の動きは今の所見られず、国外との資金流入は比較的落ち着いているものと推察される。

【図表 5】2014 年政策目標数値と第 1 四半期実績

単位:%		GDP (前年比)	CPI (前年比)	M2 (前年比)
2012	通年目標	7.5	4.0	14.0
	第1四半期実績	7.7	3.6	13.4
2013	通年目標	7.5	3.5	13.0
	第1四半期実績	7.7	2.1	15.7
2014	通年目標	7.5	3.5	13.0
	第1四半期実績	7.4	2.4	12.1

出所：ブルームバーグデータ等を元に BTMUC 作成

³ 発表内容: 銀行間直物市場(インターバンク・スポット市場)における、人民元の対米ドル日中変動幅を、PBOC が公表する基準値の±1%から±2%へ拡大。また、外為指定銀行が顧客と売買する人民元の対米ドル電信売相場と電信買相場の最高値と最低値の差を、当日のPBOC 基準値の2%から3%へ拡大。

⁴ 国家外為管理局は 2013 年 5 月 5 日に「外国為替資金の管理強化に関する通知」を発表。貿易決済を装った違法な資金流入への監視が強化された。

要因1: 季節性と一部銀行による資金調達圧力 → 昨年対比、不変。

【図表2】に示される通り、2013年12月時点の各銀行の銀行間調達依存構造に変化は見られず、短期金利の季節性は依然として存在するものと考えられる。

(2) マネーサプライ M2 と GDP 予想

これらをまとめると、金融市場を取り巻く国内構造要因、つまり銀行の銀行間調達依存度の高さに大きな変化は無いため季節性により金利は上昇し易く、外的要因(海外金融市場動向)によっては金利の変動性が高まり易い、という状況は従来と不変である(要因1)。

ただし、2013年は、季節性に加えて、金融調節の方向性も金利上昇を促す結果となったが、今年は、金融引締めを急ぐ必要も無く、金利が上昇の兆しを見せる場合には、公開市場操作での資金供給等、早い段階で対応してくるものと予想される(要因2)。

ここで、再度今年第1四半期までのマネーサプライ M2 と GDP の動向について確認しておきたい。

【図表6】は2012年以降のマネーサプライ M2 の年初来増加累積額とマネーサプライ M2 の前年比の推移を表している。また、今後の金融調節動向を予測する上で、2014年4月以降は、2013年の累積額伸び率(四半期比)を元に累積額推移を予想し、それを基にマネーサプライ M2 の前年比を試算したものである。3月時点のマネーサプライ M2 増加累積額は、5,418 億元と前年の 6,170 億元から落ち込んでいることが確認でき、3月 M2(前年比 12.1%)の弱含みに繋がっている。第1四半期の M2 の伸びは当局にとっても想定以上に弱いものと認識されていると考えられ、4月以降も昨年のように引締めを実施する必要性は低く、ある程度緩和的な金融調節を継続する素地は整っているものと考えられる。

一方で、第1四半期に政府目標比下振れている成長を軌道に乗せるためには、第2四半期以降の成長加速が必須である。

【図表3】において、中国国内成長は例年第2四半期に加速していく傾向がある点を指摘したが、昨年並みの成長加速を実現できた場合(第2四半期以降、前期比平均2%)は通年成長率が政府目標とほぼ一致する。一方で、成長加速が実現せず、第1四半期並の成長速度(第2四半期以降、前期比平均1.4%)に留まった場合は、第4四半期に前年比6%割れとなり、通年でも7%を割り込む状態となってしまう【図表7】。

現指導部は、安易な景気刺激策(財政出動)による景気浮揚策は回避する旨表明しており、ここまでに述べた環境を考慮すると、当面は金融面からの成長支援が取られる可能性が高いだろう。

3. おわりに

例年、第1四半期は春節等の影響もあり、経済活動は停滞し、景気指標も弱含み易い。今年の特徴としては、足元で不動産価格の上昇ペースに鈍化が見られるなど、例年と比較すると第2四半期以降の経済成長加速シナリオへの不透明感は大きいように感じられる。

今の所、当局は「安定した財政・金融政策を堅持する」方針を維持しており、従来路線に変更は無いものと考えられるが、今後発表される4月の経済指標においても成長加速の証左が確認できない場合は、約2年ぶりとなる基準金利引下げといった対応も現実味を帯びてくるものと考えられ、昨年のような6月の金利高騰といった展開は現時点では警戒は必要なものの可能性は高くないと予想している。

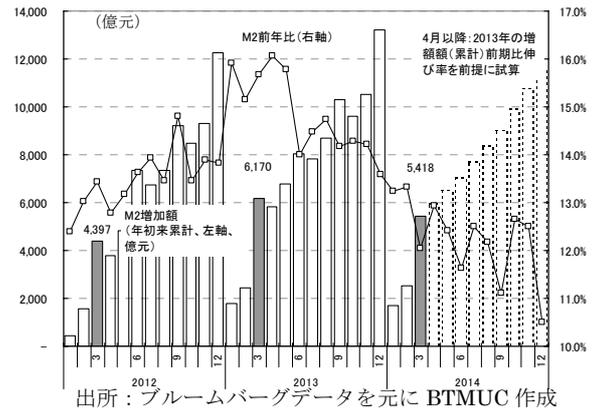
以上
(2014年4月30日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail:satoyuki_yutaka@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666(内線)2959

【図表6】マネーサプライ M2 推移



出所：ブルームバーグデータを元に BTMUC 作成

【図表7】第2四半期以降の GDP 推計値

第2四半期以降の成長率 (前期比)前提	2.0% (2013年第2-4四半期平均)	1.4% (2014年第1四半期並)	
2014 第1四半期	7.4	7.4	実績
第2四半期	7.7	7.0	予想
第3四半期	7.3	6.1	
第4四半期	7.6	5.7	
通期	7.5	6.6	

出所：BTMUC 推計



税務会計: 中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務（担当：山崎学）

Question：

グループ内関連会社間の持分譲渡にかかる中国源泉所得税課税について、最近の動向をご紹介ください。

Answer：

非居住者企業は、中国居住者企業の持分を譲渡することによって生じた譲渡所得については、原則として中国源泉所得税が課されます。一方、当該持分譲渡が自社グループ内において行われる組織再編に関する中国税務上規定財税[2009]第59号（以下、「59号通達」）に規定される一定の条件を満たした場合には、中国税務当局の認可を受けた上で、いわゆる譲渡所得課税の繰延となる「特殊性税務処理」を適用することが可能となります。

しかし、グループ内関連会社間の持分譲渡が特殊性税務処理を適用するための条件を満たしているかどうかについて、現地の税務当局には個別案件を処理するための上位レベル当局からの詳細な指導が十分にあったとはいえない状況にあり、グループ内関連会社間で実施されるクロスボーダー持分譲渡取引に対して、税務当局が特殊性税務処理の適用について積極的な判断が行われず、結果として、今まで認可されたケースはほとんど生じていないという状況にありました。

このような現状に対応するため、中国国家税務総局は国家税務総局公告2013年第72号（以下、「72号公告」）を公布し、非居住者企業が中国居住者企業の持分を譲渡する際に特殊性税務処理を適用するための詳細な要件を示しました。以下に、その特殊性税務処理の適用条件と新たに規定された内容について、解説いたします。

59号通達で規定されている「特殊性税務処理」を適用するための条件及び適用状況

中国企業所得税法に基づきますと、非居住者企業が中国居住者企業の持分を譲渡する際、譲渡される持分の公正価値に基づき、譲渡所得に対して中国において10%の源泉所得税が課されます。一方、当該持分譲渡取引が59号通達に規定される一定の条件を満たした場合には、譲渡側企業及び譲受側企業は「特殊性税務処理」の適用認可を所轄税務当局に申請することができます。その一定の条件とは下記の通りです。

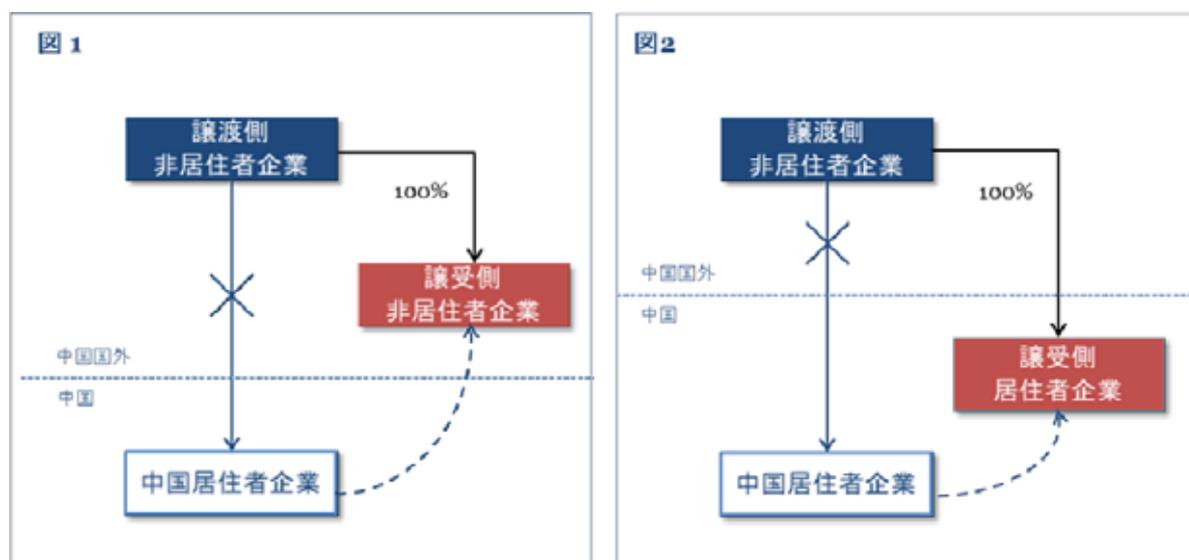
- (一) 合理的な商業目的を有し、納付税額の減少や免除、繰延を目的としない。
- (二) 譲渡される持分が中国居住者企業の全持分の75%を下回らない。
- (三) 企業再編後の連続する12ヵ月において、中国居住者企業の経営活動が実質的に変化しない。

(四) 持分による支払金額が支払対価総額の85%を下回らない。

また、上記の条件に加えて、クロスボーダー持分譲渡の場合、特殊性税務処理を適用するためには、下記二つの状況のいずれかに該当しなければなりません。

適用状況1(図1): 譲渡側非居住者企業が中国居住者企業の持分を他の譲受側非居住者企業(譲渡側非居住者企業が100%直接保有)に譲渡し、その結果として、将来において当該中国居住者企業の持分が再譲渡された際に生じる譲渡所得に係る源泉所得税の負担関係に変化をもたらさず、且つ譲渡側非居住者企業は保有する譲受側非居住者企業の持分を取引実施後3年以内に処分しない場合。

適用状況2(図2): 譲渡側非居住者企業が中国居住者企業の持分を他の中国居住者企業(譲渡側非居住者企業が100%直接保有)に譲渡し、且つ譲渡側非居住者企業は保有する譲受側居住者企業の持分を取引実施後12ヵ月以内に処分しない場合。



72号公告により明確にされた特殊性税務処理の適用に関する新たな規定

1. 譲受側非居住者企業に対する配当にかかる源泉所得税の優遇税率の適用について

72号公告に基づき、上記適用状況1に該当される持分譲渡が実施された後、譲渡側非居住者企業は特殊性税務処理が適用された場合には、中国居住者企業が持分譲渡前に生じた未処分利益を原資とした譲受側非居住者企業への配当については、譲受側非居住者企業の所在地と中国との間で締結された租税条約に基づく源泉所得税率に係る優遇措置を適用することはできないと規定されています。

例えば、中国企業からの配当にかかる源泉所得税率について原則である10%が適用される英領バージン諸島に所在する会社が中国居住者企業の100%持分を香港の100%子会社に譲渡し、中国居住者企業の所轄税務当局へ特殊性税務処理を申請した場合、72号公告施行前においては、持分譲渡前に生じた中国居住者企業の未処分利益を新たな株主である香港子会社へ配当しようとする場合において、配当にかかる源泉所得税について中国大陸と香港間の租税協定に基づく5%の優遇税率の適用を受けようとするときは、当該持分譲渡は合理的な商業目的を有するかどうかについて詳細な説明を行うなど、税務当局と事前に交渉する必要がありました。一方、72号公告の施行後は、当該持分譲渡前に中国居住者企業で生じた未処分利益を香港子会社へ配当するにあたっては、5%の優遇税率を適用することができないことが明確にされたため、原則である10%の源泉

所得税が課されることとなります。

2. 適用状況1に該当する持分譲渡取引の範囲拡大

72号公告に基づき、59号通達に記載される適用状況1に該当する持分譲渡取引について、旧株主である非居住者企業が海外での企業分割／合併を実施した結果による中国居住者企業の株主変更も含まれることが明記されました。

なお、現時点において、国家税務総局が72号公告に基づきより多くのクロスボーダー再編案件に対して特殊性税務処理の適用を認める意図を有しているかどうかについては明らかではありません。仮にそのような意図を有している場合、非居住者企業における企業分割／合併が、59号通達に規定する特殊性税務処理適用の条件に適合すると見なされるのかにつき明確にされる必要があります。

3. 特殊性税務処理の申請手続きに関する新たな要求

適用状況1と適用状況2に該当する取引の場合、59号通達においては、特殊性税務処理の適用にあたっては省レベルの税務当局による認可を得る必要がありました。一方、72号公告では、この認可の申請は原則として所轄税務局に対する届出を行い、所轄税務局が特殊性税務処理の適用について判断することとなりました。

具体的には、非居住者企業が行った持分譲渡に対して特殊性税務処理を申請する場合、持分譲渡契約が締結され、且つ譲渡される中国居住者企業が所轄工商局にて営業許可書の投資者登記更新手続を完了させてから30日以内に、非居住者企業は中国居住者企業の所轄税務局に対して、状況説明書、持分譲渡契約書、中国居住者企業の持分譲渡が実施された時までの各年度未処分利益状況、「非居住者企業の持分譲渡に関する特殊性税務処理の適用についての届出表」を含む関連資料・書類の届出手続を行う必要があります。関連届出書類が整っている場合には、所轄税務局はその場で書類を受領する必要があることも規定されました。なお、所轄税務局は、当該書類を受領してから原則として30日以内に調査・確認を行うこととされています。

PwCの所見

中国に投資した日系企業を含む外資系企業グループは、現在の投資ストラクチャーについて組織再編を検討している場合には、72号公告によりもたされる影響も考慮した上で分析することをお勧めいたします。特に適用状況1に該当される持分譲渡について特殊性税務処理を適用することと決定した場合、譲受側非居住者企業の所在地が配当にかかる源泉所得税率に与える影響について留意する必要があります。

72号公告は公布日である2013年12月12日より施行されていますが、過去の税務上の取り扱いが確定していない組織再編取引にも適用されることが規定されています。従いまして、過去に組織再編取引を行っている場合には、72号公告の影響について専門家の助言を得た上で税務当局と検討する必要がある場合も考えられます。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-23233804
Fax : 86+21-23238800

法務: 中国クラウドコンピューティングサービス産業における外資規制について

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

ここ数年、クラウドコンピューティング（cloud computing。中国語：雲計算。）が世界中の注目を集めているが、今なおインターネット利用者数の増加が続く中国でも¹、クラウドコンピューティングに関連する新興産業が急成長を遂げており、毎年約50%の成長を続けるその市場規模は、2015年には約136.69億米ドルに達するものと予想されている。中国政府もこのクラウドコンピューティング産業を重視し、国内経済の指針となる第12次5ヵ年計画（2011-2015）において優先的に発展させるべき主要な次世代戦略産業として位置づけている。

この産業は、関与する外国企業が成長・拡大を続け、国外投資家の投資意欲もますます高揚しつつある反面、外資企業の中国電信業への参入規制や、クラウドコンピューティングサービス事業の免許取得にかかる手続の未整備などに起因して、外資参入のハードルが高い領域でもある。そこで、本稿では、法律面から、クラウドコンピューティングに関する中国の外資規制を概観するとともに、その今後の動向について論じるものとした。

II. クラウドコンピューティングサービスの概要

(1) クラウドコンピューティングとは

クラウドコンピューティングは、過去に存在しなかった新規のサービスではなく、これまでも多く利用されてきた電子メールサービスやソーシャルネットワークサービス(SNS)などはクラウドコンピューティングの範疇に含まれると言ってもよい。一言で言えば、クラウドコンピューティングは、既存の技術・インターネットの利用方法やサービスが、インターネットにつながるコンピュータの処理能力や回線容量等の向上により発展・進化したものである。

その定義には諸説あるとはいえ、インターネットに接続しうる環境にある利用者がインターネットを経由して、必要に応じてどこからでも簡便に、共用の構成可能なコンピューティングリソース（ソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバー）を利用しうるモデルをいうものとする点では、おおむね共通している²。

要するに、クラウドコンピューティングサービス（以下「クラウドサービス」という）とは、サービス提供者のコンピュータ上で処理されるアプリケーションやデータなどをネットワーク経由で末端ユーザーに提供するサービスである。このサービスにより、ユーザーはコンピュータの

¹ 第32回「中国インターネット発展状況統計報告」によると、2013年6月末の中国のインターネット利用者は5億9100万人に達し、前年末からの6ヶ月間で2656万人増加したとのことである。

² 例えば、「NISTによるクラウドコンピューティングの定義」〈www.ipa.go.jp/files/000025366.pdf〉。

ハードウェア、ソフトウェア、データなどを自ら購入・保存しなくとも、サービス提供者のコンピュータとネットワークを用いてアプリケーションの使用やデータの保存などを行うことができる。

(2) 主要なサービスモデル

中国政府が発した文書³では、このサービスは次の3つの主要なサービスモデルに分類されている。

①SaaS (Software as a Service、インターネットを経由したソフトウェアパッケージの提供)

ソフトウェアをサービス提供者のコンピュータで稼働させ、ユーザーはそのソフトウェア機能をネットワーク経由で使用し、サービス料を支払うサービスモデルであり、例えば、マイクロソフトの Microsoft Online Services が挙げられる。

②PaaS (Platform as a Service、インターネットを経由したアプリケーション実行用プラットフォームの提供)

インフラ、ユーザーインタフェースなどのシステム開発手段となるツールや、開発したシステムを運用するための環境を、インターネットを通じて「サービス」としてユーザーに提供し、その使用料を得るサービスモデルであり、例えばグーグルの Google App Engine サービスが挙げられる。

③IaaS (Infrastructure as a Service、インターネットを経由したハードウェアやインフラの提供)

コンピュータシステムを構築し稼働させる基盤となる仮想マシンやネットワーク等のインフラなどをインターネット経由で提供するサービスモデルであり、例えば Amazon.com の Amazon EC2 が挙げられる。

Ⅲ. クラウドコンピューティング事業の経営許可

中華人民共和国電信条例 (2000年9月25日公布・施行。以下「電信条例」という) は、「電信」の意義につき、「電信とは、有線若しくは無線の電磁システム又は光電システムを利用し、音声、文字、データ、画像その他の何らかの形式の情報を伝送し、発信し又は受信する活動をいう」と定義している (2条2項)。さらに、電信業務の形態は、「電信業務分類目録」 (2003年4月1日改正) において、「基礎電信業務」と「付加価値電信業務」の2つに分け、下表のように定められている。

³ 「中華人民共和国国民経済・社会発展第12次5カ年計画要綱」 (2011年3月14日施行) に添付された用語解釈に関する資料の第18「雲計算」。

【表1】

基礎電信業務		付加価値電信業務	
第一類基礎電信業務		第一類付加価値電信業務	
固定通信業務		オンラインデータ処理及び取引処理業務	
セルラー移動通信業務		国内多地点通信サービス業務	
第一類衛星通信業務		国内インターネット仮想プライベートネットワーク業務(以下「IP-VPN」という)	
第一類データ通信業務		インターネットデータセンター業務(以下「IDC」という)	
第二類基礎電信業務		第二類付加価値電信業務	
グループ通信業務		データ蓄積・転送業務	
無線呼出業務		コールセンター業務	
第二類衛星通信業務		インターネット接続サービス業務(以下「ISP」という)	
第二類データ通信業務		情報サービス業務(以下「ICP」という)	
ネットワーク接続業務			
国内通信施設サービス業務			
ネットワークアウトソーシング業務			

「電信条例」によると、上表のいずれかに該当する電信業務を行うためには、情報産業主管部門の認可を経て経営許可証を取得しなければならない(7条)。そのうち、「付加価値電信業務」については、2つ以上の省(又は自治区、直轄市)においてそれに従事する場合には、国务院情報産業主管部門の認可を経て「地区越境付加価値電信業務経営許可証」を取得すること、他方、1つの省(又は自治区、直轄市)のみにおいてそれに従事する場合には、各省(又は自治区、直轄市)の電信管理機関の認可を経て「付加価値電信業務経営許可証」を取得することが求められている(9条2項、13条、14条)。

クラウドサービス業務は、公共ネットワーク基盤設備を利用してサービスを提供するという特徴からすれば、「電信条例」8条に定める「付加価値電信業務」に該当するものと考えられる。しかし、比較的新たな概念であるクラウドサービス業務は、「電信業務分類目録」において今なお明確に定義されておらず、細分化された現行電信業務のいずれの形態にも含まれていないため、関連業界の企業は、自社の従事するクラウドサービス業務の特徴をこの目録に定める業務類別と照合し、一部でも符合していれば当該類別の許可証を申請する形で対応している⁴(一部の関連業界会社の許可証取得状況は、添付【表2】を参照)。その結果、関連する電信業務許可証の取得は、統一性を欠く状況となっている。

これを受け、中国の通信管理行政部門である工業情報化部⁵の指導下で開催されたクラウドコンピューティング発展・政策フォーラムでは、企業が提供しているクラウドサービスの検証・評価

⁴ 「電信条例」9条3項は、新技術を用いて「電信業務分類目録」に列挙されていない新型電信業務を試行するためには、省、自治区又は直轄市の電信管理機関に届け出なければならないことを定めているが、同条例の実施細則が未制定であるため、この手続を実際に行うことは困難な状況にある。

⁵ 日本の省に相当する国务院主管官庁であり、通信ネットワーク、情報通信サービスなどを管理する。

を行い、「信頼しうるクラウドサービス」の認証を実施した。その結果は2014年1月に発表され、10社の提供する関連サービスがその認証を受けた。

これらをまとめると下表のとおりとなる。もっとも、下表は、関係政府機関が公表した情報のみならず、企業HP、第三者機関からの情報に基づくものであることから、その信憑性については、別途確認する必要がある。

【表2】 (2014年4月調べ)

サービス名	業者名	保有する付加価値電信業務類別
阿里雲	阿里雲計算有限公司	IDC、ISP（省を跨ぐ）など
百度雲	北京百度網訊科技有限公司	ICP（省を跨ぐ）
京東雲	北京京東参百陸拾度電子商務有限公司	ICP（省を跨ぐ）
ChinaCache	北京藍汛通信技術有限責任公司	IDC（CDN業務を含む）（省を跨ぐ）
VIACLOUD	北京世紀互聯データセンター有限公司	IDC、ISP、IP-VPN（省を跨ぐ）
騰訊雲	北京康盛新創科技有限責任公司	IDC、ISP（省を跨ぐ）
UCloud	上海優刻得信息科技有限公司	不明
Sina App Engine	北京新浪互聯情報服務有限公司	ICP（省を跨ぐ）
天翼雲	中国電信集团公司	IDC、ISP、オンラインデータ処理及び取引処理業務、IP-VPN、ICPなど（省を跨ぐ）
移動雲	中国移动通信集团公司	IDC、ISP、オンラインデータ処理及び取引処理業務、IP-VPN、ICP、データ蓄積・転送業務など（省を跨ぐ）

上表のように、クラウドサービス業務については、統一的な付加価値電信業務許可証が存在するわけではなく、IDC・ISPの双方を保有する企業が多数を占めるとはいえ、いずれか一方のみ、あるいはいずれも取得していない企業も存するようである。ここからも、中国国内でクラウドサービス業務に従事する企業への許可証に関しては、その制度に不備があることがわかる。

IV. クラウドサービスにかかる外資規制の現状

(1) 外商投資電信企業の設立

以前の中国において、電信サービス業界は外資参入規制が最も厳しい領域の一つとされていたが、WTO加盟に際して電信市場の開放を約したことから状況が変わり、「外商投資産業指導目録」の改正⁶のほか、「電信条例」⁷、「外商投資電信企業管理規定」⁸、「電信業務経営許可管理弁法」⁹

⁶ 国家發展計画委員会、国家經濟貿易委員会、対外貿易經濟合作部により1995年に初めて公示されたこの目録は、中国の外商直接投資政策の根拠となる重要なリストであり、外国企業による中国国内への投資活動を奨励類、許可類（奨励、制限、禁止のいずれにも分類されないものが許可類となる）、制限類、禁止類に分類している。これ

等の立法など、電信市場の開放に向けた法整備が進められている。しかしながら、これら一連の関連法令においても、電信企業に対する外国投資家の出資比率は、基礎電信業務を行う場合と付加価値電信業務を行う場合には、それぞれ 49%ないし 50%を超えてはならないとの制限が設けられている。

先述のとおり、公共ネットワーク基盤設備を利用したサービス提供を特徴とするクラウドサービス業務は、付加価値電信業務に該当するものと解される。この付加価値電信業務に従事する外資系電信企業にかかる要件として、前出の「外商投資電信企業管理規定」は、①外国側の出資比率が 50%を超えない中外合弁企業であること（6条2項）、②全国を業務範囲とする場合には 1000 万人民币以上の登録資本金を有し、各省（自治区、直轄市を含む）内の範囲で業務に従事する場合には 100 万人民币以上の登録資本金を有すること（5条）、③外国側主要投資者において付加価値電信業務への従事に係る良好な業績及び運営経験を有すること（10条）を求めている。

当該業務を行う外商投資（外資系）電信企業の設立手続としては、同「外商投資電信企業管理規定」によると、まず、中国側の主要投資者において、以下に掲げる資料をもって工業情報化部への申請をすることが必要となる（11条1項、12条1項。2009年4月以降、その従事する電信業務の範囲が全国規模か、各省（自治区、直轄市）内に限られるかを問わず、國務院工業情報化部が申請先機関となった¹⁰⁾）。

- ① 事業申請報告書（13条によると、各合弁当事者の名称及び基本状況、設立しようとする企業の投資総額、資本金、各当事者の出資比率、申請する業務の種類、合弁期間などがその主たる内容となる）
- ② 中国側及び外国側投資者の資格証明書又は関係確認文書
- ③ 「電信条例」に定められた付加価値電信業務を営むために具備すべきその他の条件に関する証明書又は確認文書

90日以内で、認可が下りると「外商投資電信業務取扱決定意見書」が交付される。「意見書」の交付を受けた次の段階として、中国側主要投資者は、この「意見書」、外商投資電信企業の契約書、定款を主管商務部門に提出のうえ、企業設立の認可申請をしなければならない（15条1項）。これが認められた場合には、このとき交付される「外商投資企業認可証書」をもって、工業情報化部において「電信業務営業許可証」を取得するための手続をとる。最終的に、同じく中国側の主要投資者において、これら「外商投資企業認可証書」、「電信業務営業許可証」を工商行政管理機関に示し会社設立登記を行えば、一連の手続は完了する（16条）。

まで 1997年、2002年、2004年、2007年、2011年と 5回の改正を経て今日に到るが、2002年の改正の際、投資比率に上限を設けたうえ、電信分野への外国投資が認められた。

⁷ その第 80 条は、外国の組織・自然人が中国国内において投資を行い電信業務を経営すること、香港・マカオ・台湾の組織・自然人が内地において投資を行い電信業務を経営することに関する具体的な弁法については、國務院において別途制定するものと定めている。

⁸ 2002年1月1日に國務院令第 534 号として公布、2008年9月10日に改正・施行。

⁹ 2009年3月1日に工業情報化部令第 5 号として公布、同年4月10日施行。

¹⁰ 電信業務経営許可管理弁法は、その 9 条において、「外商投資家投資電信企業電信業務経営許可証」については、工業情報化部が外商投資家投資電信企業管理規定に基づき審査・認可を行うこと、また 14 条において、「基礎電信業務経営許可証」、「地区越境付加価値電信業務経営許可証」、「外商投資家投資電信企業電信業務経営許可証」の発行は、工業情報化部の部長がこれを行うことを定めている。

法令上は、そこに定められた要件を満たし、必要な手続を行えば、外商投資電信企業を設立しうるはずだが、実際の認可例は少数にとどまる。工業情報化部が公表したところによると、「外商投資電信企業管理規定」が公布された2002年から今日まで、「電信業務営業許可証」を取得した外商電信企業はわずか28社のみである。

このように、クラウドサービス産業に対する不明瞭な規制・基準のほか、外商投資電信企業設立の実務上の困難ゆえ、外国投資家のこの産業への参入はそれほど門戸が開かれていないのが現状である。

(2) 中国電信業務へのVIE方式による参入の禁止

中国が外資を制限する業界であるにもかかわらず、これまで一部の外国投資家は、VIE (Variable Interest Entities) という方法で進出を果たしていた。ドメイン名や登録商標の授権等により付加価値電信業務に従事する中国国内の会社を支配し、「外商投資電信企業管理規定」の規制を回避するというのがその方法であるが、特に中国インターネット事業の発展に伴い、インターネット業界に進出した外国投資家が一時急増した。

しかし、2006年7月、国务院情報産業部（現・工業情報化部）は「外商投資付加価値電信業務経営の管理の強化に関する通知」（以下「管理強化通知」という）を発し、その形式を問わず、国内電信会社が外国投資家に対し実質的に電信業務経営許可を賃貸し、譲渡し若しくは不法に売却し、又はそのために資源、敷地及び施設等を提供することを禁じるとともに（1条2項）、中国国内の付加価値電信会社において使用するインターネットドメイン名及び登録商標は、当該会社（出資者を含む）が合法的に保有するものであることを要求するものとした。また、付加価値電信業務の経営申請にあたっては、必要な敷地・施設を有していなければならないが、しかも、その敷地・施設は認可を受けた付加価値通信業務に相応するものでなければならないことも定められた（2条）。

この「管理強化通知」は、外国投資家と中国国内の付加価値電信会社とによる規定に反した共同行為を是正し、外国投資家のVIE方式による中国国内の電信業務（主として付加価値電信業務）への投資を防止することを目的として制定された。外国投資家がこのVIE方式で中国電信業務に参入すれば直ちに「管理強化通知」違反となり、是正命令を受けてもこれに従わず是正しない付加価値電信会社は、付加価値電信業務の経営許可証を取り消される可能性がある。また、「管理強化通知」に違反して電信業務経営許可証なく中国国内で電信業務を行った外国投資家は、違法所得の没収や罰金に処せられる可能性がある。

V. 中国におけるクラウドサービスの動向

(1) 法整備

前述のように、中国の国内経済指針計画、第12次5ヵ年計画（2011-2015）において、クラウドサービス産業は主要な次世代戦略産業としての優先的な発展が強調されている。国务院が2012年7月に発した「『第12次五ヵ年計画』期国家戦略性新興産業発展規画の通知」も、クラウドコ

ンピューティングを次世代情報技術の重要事項と定め、その発展の方向性と主要な任務をさらに明確化した。

また、2011年から付加価値電信業務許可証が新規に発行されなくなったことで事実上禁止されていた IDC 事業・ISP 事業への新規参入は、工業情報化部が 2012 年 11 月 30 日に発した「IDC 事業及び ISP 事業への新規参入の更なる規範化に関する通知」によって再び解禁され、同時に、これらの事業に対する民間資本の新規参入も認められることとなったが、その背景には、クラウドコンピューティング市場拡大の狙いもあるといわれている。

さらに、2013 年 5 月には、工業情報化部により「電信業務分類目録（2013 版）」（諮問稿）が公示され、社会から広く意見を公募したが、ここでは、付加価値電信業務について、現行第一類と第二類付加価値電信業務の細目を調整のうえ、第一類付加価値電信業務にクラウドサービス業務と類似する「インターネットリソース協同サービス業務」が加えられた。この「インターネットリソース協同サービス業務」とは、「データセンター上の設備及びリソースを利用し、インターネット又は他のネットワークを通じて、サービスの随時取得を可能とし、必要に応じ使用量の増減を可能とし、使用規模の随時拡大を可能とし又は協力共有を可能とするなどの方法で、ユーザーに対しデータ蓄積、インターネットアプリケーションの開発及び運営管理などを含むサービスをいう」ものと定義されている。

(2) 外資投資規制緩和の可能性

近年、付加価値電信業務の発展につれて、国外の先進的な技術・管理経験の導入が主管機関において重視されるようになり、特に中国（上海）自由貿易試験区の開設を契機に、外資参入に対する規制が緩和されつつある。例えば、「中国（上海）自由貿易試験区総体案」は、一部の付加価値電信業務の開放を定めているが、この案に基づき、工業情報化部、また上海市政府により、試験区における付加価値電信業務に関する意見が公示され、クラウドサービスと密接に関連する ISP 業務、データ保存・転送類業務などの業務を試験的に開放するものとしている。以上のような試験区における開放政策からすると、今後、中国政府は、外資によるクラウドサービス業務への従事につき、さらに規制を緩和させていくものと期待される。

しかし、その一方で、同産業を含む電信業務への外資参入については、今なお不明確な政策が存在する。例えば、「中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2013 年）」は、依然として IDC 業務運営への外商投資を禁止しており、工業情報化部が発した「IDC 事業・ISP 事業申請 Q&A」によって、IDC・ISP 事業は中国本土と香港・マカオとの経済貿易緊密化協定（CEPA）に基づき香港・マカオの投資家には開放されたものの、他の外国投資家に対しては、今なおこれらの事業への参入が禁止されている。このように、政策面において、クラウドコンピューティング産業への外資投資が完全開放されるまでには、さらに時間を要するものと思われる。

(3) 現段階における外資参入の方法

このような障壁があっても、一部の外国クラウドサービス提供者は、電信業務許可証を保有する中国国内の企業と提携して、中国のクラウドサービス業界に参入している。報道によると、2012

年には米マイクロソフトが中国のデータセンターサービス会社である世紀互聯数拠中心有限公司と提携して、翌2013年には、インターネット小売り最大手の米アマゾンも中国企業の網宿科技と提携して、中国国内におけるクラウドサービスの提供を始めた。この点に関しては、世紀互聯数拠中心有限公司より、同社のクラウドサービスのユーザーとの間で締結される「サービス基準協議書」なる文書が公開され、当該サービスの提供にあたりマイクロソフトから Windows Azure、Office 365 にかかる技術・メンテナンスを受けるが、あくまで当該サービスを提供するのは自社であり、マイクロソフトは同協議書の当事者でもないとの声明が発せられている。いずれにせよ、これらの事例における提携の詳細については、公表された情報に限りがあるため不明な点が多い。

VI. 結び—今後の展望

以上のように、中国においては関連する法整備が進んでいないこともあり、外国投資家によるクラウドサービス産業への進出はライセンス取得などの面でハードルが高く、この状況は当面続くものと思われる。しかし、その産業自体が急速に発展しており、市場規模も大きく、特に最近では政府が政策調整を次々と進めていることからすると、クラウドサービス産業への外資参入は、それほど遠くない将来に開放されることが十分に期待されうる。これからもその動向に注目していきたい。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail: : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京・パリ・三亜・マドリード・ブリュッセル・ベルリン・フランクフルト・ルクセンブルク・ミラノ・ミュンヘン・ドバイ



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
北京經濟技術開發區出張所	北京市北京經濟技術開發區榮華中路10号 亦城國際中心1号樓16階1603	86-10-5957-8000
天津支店	天津市南京路75号 天津國際大廈21樓	86-22-2311-0088
天津濱海出張所	天津市天津經濟技術開發區第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-5982-8855
大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓	86-411-8360-6000
大連經濟技術開發區出張所	大連市大連經濟技術開發區金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈20階	86-21-6888-1666
上海虹橋出張所	上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-3209-2333
上海自貿試驗區出張所	上海市中国(上海)自由貿易試驗區馬吉路88号 10号樓3・4階	86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建談広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商會大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。